

厚木市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



令和3年3月
厚木市

はじめに

私たちは今、人類の存在基盤さえ脅かしかねない地球温暖化問題に直面しています。地球温暖化は海面水位の上昇や豪雨、干ばつを引き起こし、生態系や農作物への影響など、自然界や私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

このような中、2018年に発表されたI P C C（国連気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」では、世界の気温上昇を工業化以前と比べ1.5℃未満に抑えることの必要性和、そのために2050年頃には二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。時代は低炭素社会から脱炭素社会へと大きく舵を切ったのです。

こうした世界情勢を踏まえ、我が国では昨年10月に「2050年までにカーボンニュートラルを達成する」と表明しました。厚木市においても、本年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、このたび改定した「地球温暖化対策実行計画」の長期目標として記載しています。また、今回の改定では、本計画を気候変動の影響を最小限に抑えるための適応策について定める「気候変動適応計画」として初めて位置付け、変化する環境課題に適切に対応できる内容といたしました。

本計画では、温室効果ガスの排出削減のために、市民、事業者、民間団体、そして行政のそれぞれが実施主体であるという意識を持って、連携・協力して積極的に行動することを目指しています。本市では脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入促進、ごみ減量化・資源化の推進、森林の保全や里山の再生などを盛り込んだ諸施策を積極的に進めてまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たって貴重な御意見とともに御協力をいただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、意見交換会やパブリックコメントで御意見・御提案をいただきました皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

厚木市長 小林 常良



目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 目的.....	5
3 位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の対象.....	6
6 将来像及び推進主体の役割.....	7
第2章 厚木市の地域特性.....	9
1 自然環境特性.....	10
2 社会環境特性.....	12
第3章 温室効果ガス排出量の現状.....	19
1 温室効果ガス排出量の現状.....	20
2 森林吸収量の現状.....	23
第4章 温室効果ガスの削減目標.....	25
1 温室効果ガス排出量の将来推計.....	26
2 目標年次及び削減目標.....	28
第5章 削減目標の達成に向けた施策.....	31
1 施策の基本的な視点.....	32
2 施策体系.....	33
3 施策.....	34
第6章 気候変動への適応.....	51
1 気候変動適応に関する基本的方向.....	52
2 気候変動の影響.....	53
3 施策（適応策）.....	56
第7章 計画の推進体制と進行管理.....	61
1 体制.....	62
2 進行管理.....	63
資料編.....	65

専門用語等は、資料編の用語解説を参照してください。

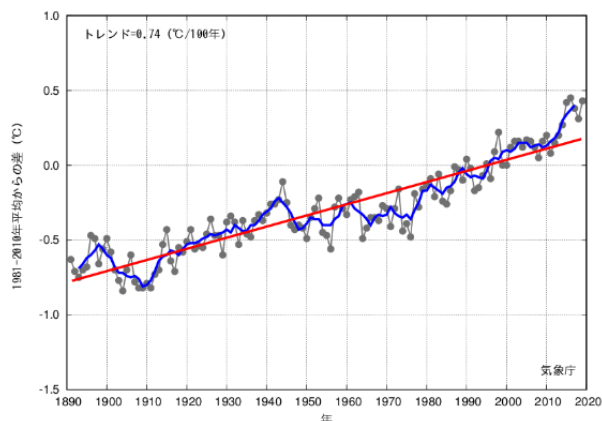
なお、解説がある用語は、本文中最初に出てきた箇所に「*」を付与しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の現状

気象庁が 2019 年の日本と世界における異常気象及び気候・海洋・大気環境についての解析結果を取りまとめたレポート「気候変動監視レポート 2019」によると、世界の平均気温は 1891 年以降 100 年当たり 0.74℃の割合で上昇しています。また、日本の平均気温は 1898 年以降 100 年当たり 1.19℃の割合で上昇しています。気温の上昇に伴って、猛暑日*や熱帯夜*の日数が増加しています。



世界の年平均気温偏差 [出典：気象庁、2019]

また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) *の第5次評価報告書 (2013 (平成 25) 年) では、気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガス*排出量は史上最高となっていると報告されています。

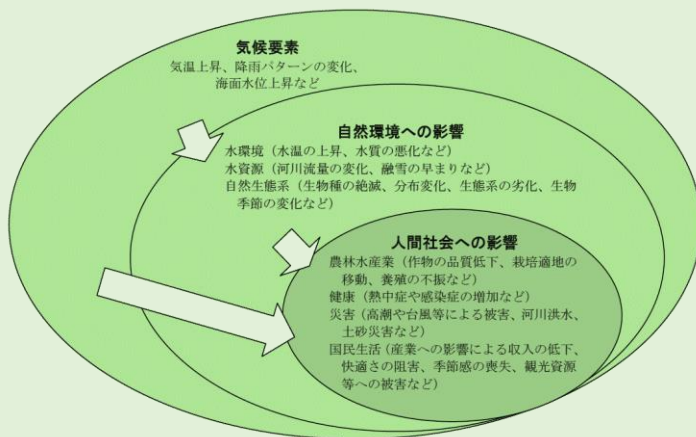
化石エネルギー*の消費は、人為起源の温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素 (CO₂) 排出量の増加につながるため、今後もエネルギー消費量が増加し続けた場合は、地球温暖化が更に進行するとみられています。また、地球温暖化の更なる進行により、農業・食料供給への影響、洪水増加、海岸部・低地への浸食、高潮被害、地滑り、伝染病を媒介する生物の増加、大気汚染の増加等の地球・地域環境に様々な影響が出ることが懸念されています。

コラム 地球温暖化による影響

地球温暖化による影響は、気温や降雨などの気候要素の変化を受けて、自然環境から人間社会にまで、幅広く及ぶと考えられています。

日本でも既に多くの影響が確認されています。農業では、高温によるコメの白未熟粒 (白濁した玄米) や胴割れ (コメに亀裂が生じること)、収量の減少、果樹の着色不良 (ミカン、ブドウなど)、畜産業では、家畜の乳量や乳成分の低下、肉質の低下、繁殖成績の低下等の発生が報告されています。

最近では、2010 (平成 22 年) 年の猛暑の影響で、新潟県魚沼産コシヒカリの最高品質の一等米の比率が落ち、透明感に乏しくなるなどの影響がでています。



地球温暖化による影響の全体像

[出典：地球温暖化影響・適応研究委員会報告書 2008(平成 20) (環境省)]

(2) 地球温暖化対策の国際動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）*が開催され、京都議定書*以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。パリ協定では、「産業革命前からの地球平均気温上昇を2℃より十分下方に保持。また、1.5℃に抑える努力を追及」及び「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成」すること等が規定されました。

スペイン・マドリードにおいて2019（令和元）年12月に開催されたCOP25では、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん（当時16歳）を始めとした世界の若者たちも参加し、地球温暖化対策の強化を訴えました。また、石炭火力発電に固執する日本の姿勢に批判が集まりました。

国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*においては、エネルギーや気候変動に関する目標が掲げられており、他にもEnvironment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス=企業統治）の三つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別するESG投資*が重要視されるなど、地球温暖化対策は、国際社会全体で取り組むべき最も重要な課題の一つとして認識されています。

コラム パリ協定について

2015（平成27）年11月30日から12月13日にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）及び京都議定書第11回締約国会合（COP/MOP11）において、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みとなる新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月4日に発効されました。

パリ協定の主な内容

- 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- JCM*を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
- 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーション*の重要性が位置づけられたこと
- 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと
- 「仙台防災枠組*」への言及（COP決定）

[出典：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）及び京都議定書第11回締約国会合（COP/MOP11）の結果について（2015（平成27）年12月14日 環境省）]

(3) 地球温暖化対策の国内動向

政府は、2015（平成 27）年 7 月 17 日に、2030（令和 12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。さらに、2016（平成 28）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律*の一部を改正する法律案」が成立し、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この中では、温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、平成 30（2018）年 12 月に「気候変動適応法」を施行し、「気候変動適応計画」を策定しました。地方公共団体においては、当該法律に基づき、計画の策定が求められています。

(4) 神奈川県地球温暖化対策

神奈川県は、2003（平成 15）年に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」において、2010（平成 22）年の県内の二酸化炭素総排出量を 1990（平成 2）年の水準まで削減するという目標を掲げ、「マイアジェンダ登録*」や「エコドライブ*の推進」、「企業への環境マネジメントシステム*の普及」、「電気自動車の普及推進」など、様々な地球温暖化対策を進めてきました。

2009（平成 21）年 7 月に制定された「神奈川県地球温暖化対策推進条例*」に基づき、2010（平成 22）年 3 月に策定された「神奈川県地球温暖化対策計画*」（2016（平成 28）年 10 月改定）では、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの総排出量を、2013（平成 25）年度比で 27%削減するという中期目標を示し、その目標実現に向けて、計画に位置づけた取組を実施しています。

また、2011（平成 23）年 9 月には「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、原子力発電所事故で失われた電力を補い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくために、エネルギー政策を推進することとしました。

2013（平成 25）年 7 月には「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、この条例に基づく計画として 2014（平成 26）年 4 月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めています。

(5) 厚木市の地球温暖化に関する状況

市内企業において、自企業の CO₂ 削減のみでなく、サプライヤー*の CO₂ 削減も考慮して目標を設定するなど、環境に関する意識が高まっています。また、ESG 投資や監査など、環境保全・社会貢献により企業の価値や持続性が評価されるようになってきています。

大手企業が先行して、企業の環境に対する計画や取組に対する評価が進んでいくと考えられるため、サプライヤーである中小企業においても、企業の価値や持続性の向上のために、温暖化対策を進めていく必要があります。

なお、令和 3 年 2 月 22 日に令和 3 年度施政方針の中で、市長が「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを述べ、ゼロカーボンシティ*の表明をしました。

2 目的

本計画は、人類共通の重要課題である地球温暖化防止に向けて地域から貢献するためのものであること及び「厚木市環境基本計画」の示す望ましい環境像に寄与するために、地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策を示すことを目的とします。

3 位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県並びに指定都市及び中核市（施行時特例市を含む）に策定が義務づけられた「地域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画」、すなわち「地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」に相当します。

本計画は、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境保全率先実行計画の内容を含む「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）*」とともに、本市の地球温暖化対策の両軸をなす計画です。温暖化対策としてエネルギー関係の施策を充実させる必要があるため、再生可能エネルギー*の普及拡大、エネルギー利用の効率化及び効果的利用に関する取組を示している「あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画」を本計画と統合し、更なる推進を図ることとします。

また、本計画は、国の策定した「地球温暖化対策計画」に即するとともに、「神奈川県地球温暖化対策計画」や本市の都市計画マスタープラン等の関連計画と整合を図ることとします。また、本計画は、気候変動適応法における「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

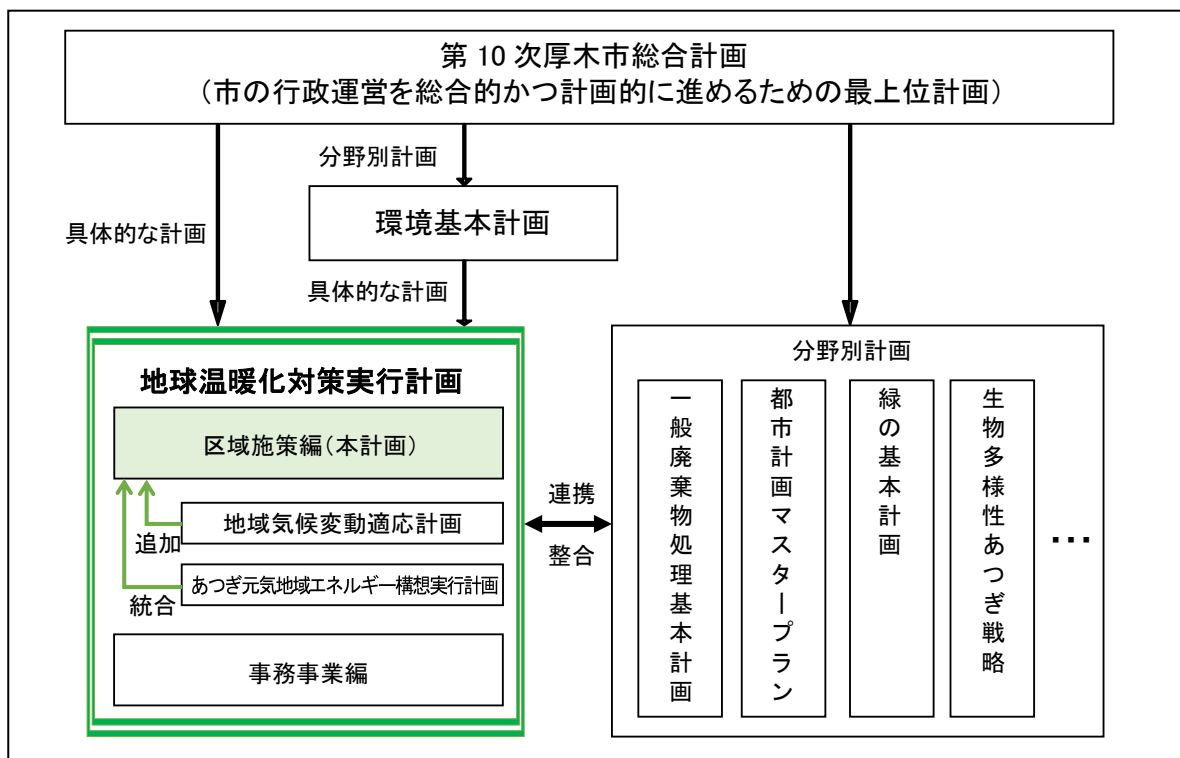


図. 計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画は、現計画における温室効果ガスの排出量削減の中期目標の達成年度である2030（令和12）年度までを計画期間とします。ただし、厚木市環境基本計画等、上位・関連計画の改定状況や、地球温暖化に関する法や制度の施行状況等を踏まえて、必要に応じて、随時見直しについて検討を行います。

5 計画の対象

（1）対象の範囲

本計画は、市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とすることとします。

（2）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において掲げられている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）など7種類のガスで、本計画ではこれらを対象とします。

表. 温室効果ガスの種類とその概要

名称	地球温暖化係数※	主な用途及び排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	電気の使用、燃料の燃焼等のエネルギーの使用、廃棄物の焼却
メタン（CH ₄ ）	25	燃料の燃焼（自動車の走行）、廃棄物の焼却、排水処理、稲作、家畜の腸内発酵・排せつ物
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼（自動車の走行）、廃棄物の燃焼、排水処理、家畜の排せつ物、肥料の使用
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430	冷蔵庫、エアコン及びカーエアコンの冷媒
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	変電設備の電気絶縁ガスや半導体製造などに使用
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体製造工程で使用
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用

※地球温暖化係数：CO₂の地球温暖化効果を「1」とした場合の、各温室効果ガスの地球温暖化効果を相対的（倍数）に示した指標

6 将来像及び推進主体の役割

本計画の推進によって目指す将来像と、将来像実現の前提となる基本的な行動（行動指針）を、次のように定めます。

将来像をあらゆる主体が共有し、それぞれが、地球温暖化という人類共通の課題を「自分ごと」として捉えて行動指針を実践することで、地域から地球温暖化防止に貢献していきます。

将来像

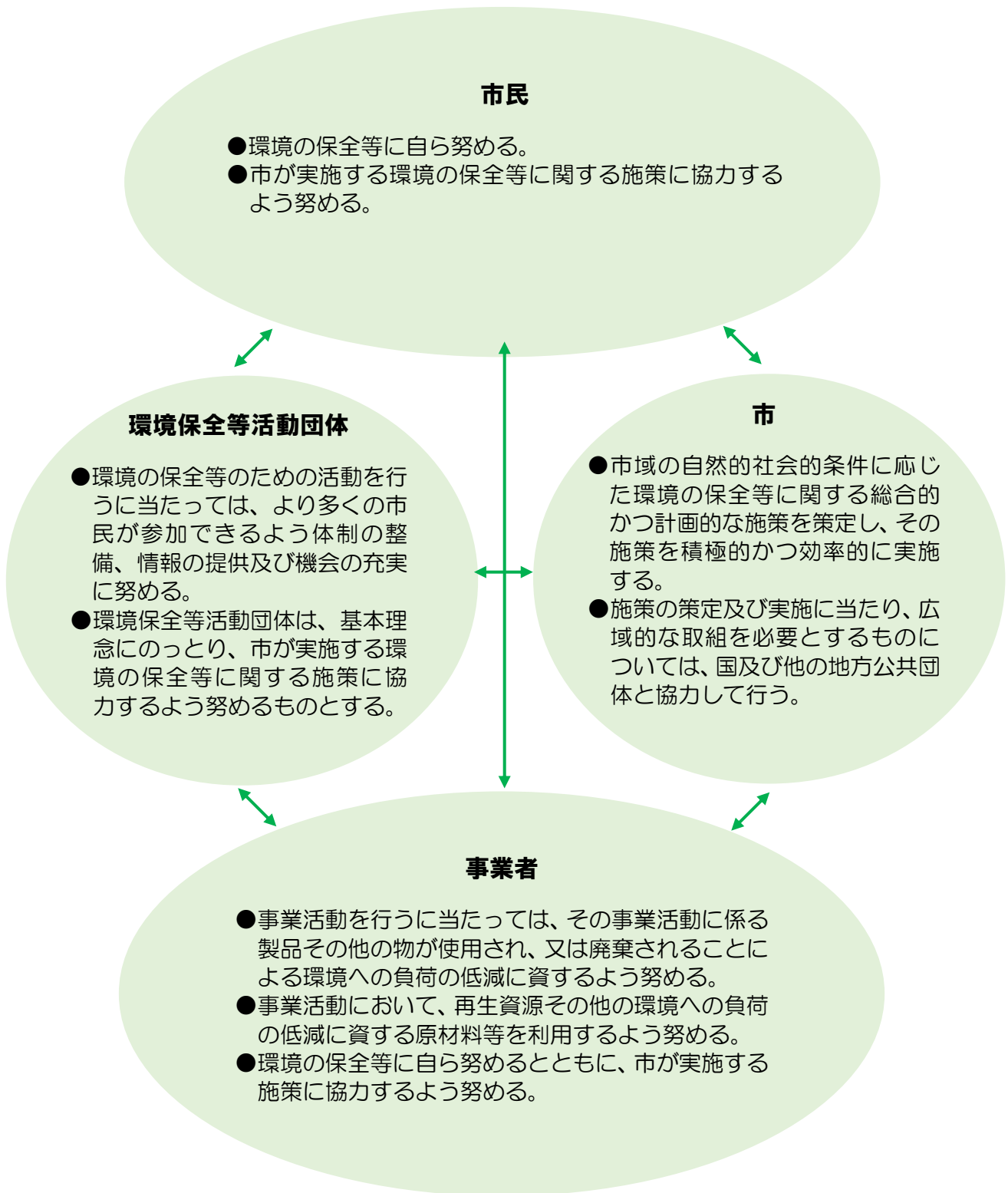
市民協働で目指す脱炭素社会



コラム 脱炭素社会とは

脱炭素社会とは、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素(CO₂)の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素(CO₂)を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会のことです。このような社会では、市民の生活・ワークスタイル、産業・都市構造、エネルギー利用の在り方や科学技術など、現在の社会からは大きく様変わりした社会になっていることが予想されます。

推進主体の役割



第2章 厚木市の地域特性

1 自然環境特性

(1) 位置

本市は、神奈川県のおお中央に位置し、相模原市、座間市、海老名市、寒川町、平塚市、伊勢原市、秦野市、清川村、愛川町の6市2町1村に接しています。

市東部には山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに中津川や小鮎川が併流し、これら河川の流域に平野が開けています。また、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で複数の小山脈が南北に走っています。

市街地には市南部を走る小田急小田原線があり、新宿まで急行で約50分、横浜まで海老名駅経由で相鉄本線を利用し約40分の距離にあります。また、東京から50km圏内であり、東名高速道路を始め、国道246号、国道129号、国道412号、小田原厚木道路、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)等が整備され、首都圏における道路交通の結節点としての地理的特性も備えています。



図 本市の位置

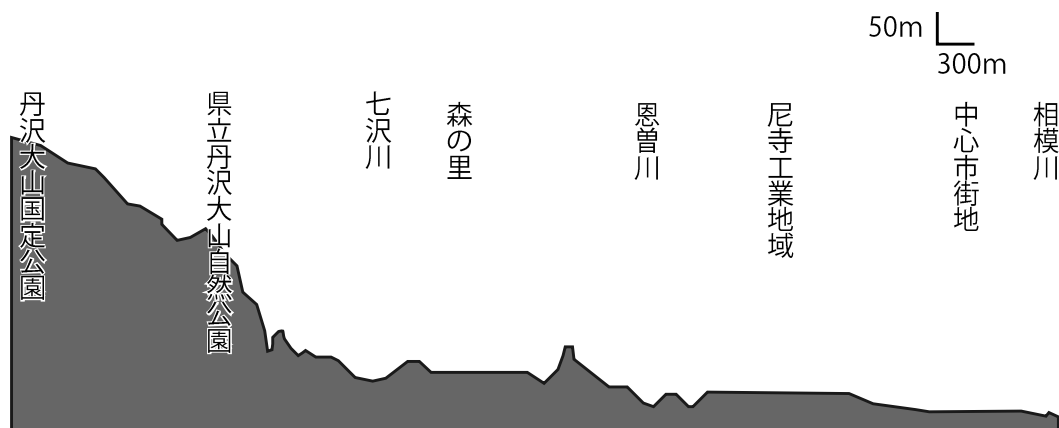
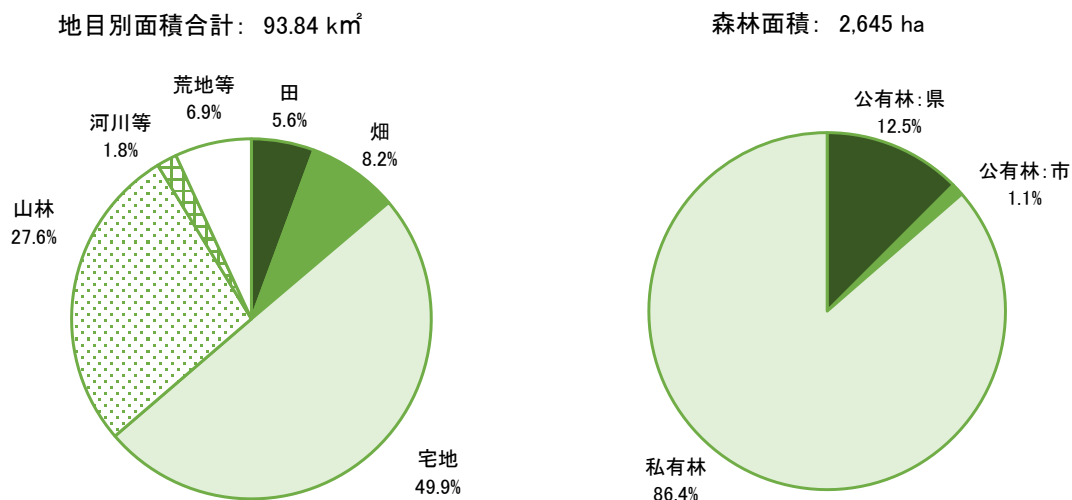


図 本市の断面模式図

(2) 森林面積

地目別土地利用状況によると、本市の約3割が森林（2,645ha）であり、うち私有林が約86.4%を占めています。また、本市の地域森林計画*対象森林面積は2,439haであり、神奈川県と同森林面積（79,779ha）の約3.1%を占めています。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

図 (左) 地目別土地利用状況・(右) 森林面積

[出典：令和元年版統計あつぎ（厚木市）、神奈川県森林・林業統計 平成31年4月変更版（神奈川県）]

表 森林面積

	行政区域面積	森林面積	国有林面積	民有林面積	公有林				私有林 公社・公団・会社 ・社寺・個人所有林	地域森林計画対象 森林面積
					県有林	市有林	財産区 有林	計		
神奈川県	241,632	94,701	10,653	84,048	27,772	3,545	4,740	36,057	43,721	79,779
厚木市	9,384	2,645	-	2,645	305	27	-	332	2,106	2,439

[出典：神奈川県森林・林業統計 平成31年4月変更版（神奈川県）]

(3) 河川

本市には、昔から河川交通の要として栄えた相模川が流れ、市街地を貫流し市域を分断する中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の5河川が相模川へ放射状に合流しています。

地形を見ると河川沿いに起伏があり、低地部には農地と集落、台地との境には斜面緑地*が残っています。

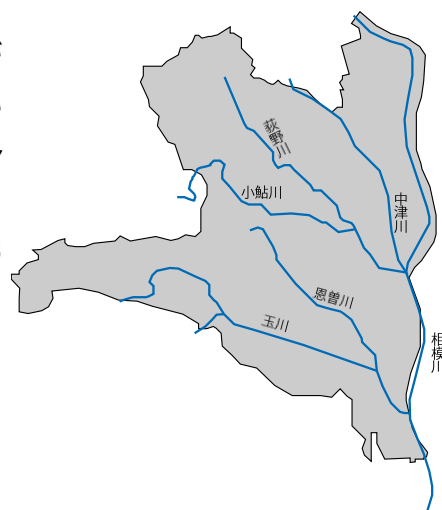


表 主要河川

相模川（16.4 km）、小鮎川（10.0 km）、荻野川（8.9 km）、玉川（8.0 km）、中津川（7.4 km）、恩曾川（7.2 km）、善明川（2.4 km）、山際川（2.0 km）、細田川（1.0 km）
※ ○ 内は市内流路総延長

図 主な河川の位置

[出典：令和元年版統計あつぎ（厚木市）]

2 社会環境特性

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、2013（平成 25）年には 224,954 人でしたが、その後はやや増加と減少を繰り返し、2019（令和元）年には 224,677 人となっています。

世帯数は、2013（平成 25）年には約 1.4 倍の 95,054 世帯でしたが、その後もほぼ増加傾向にあり、2019（令和元）年には 100,377 世帯となっています。1 世帯当たりの人数は、2013（平成 25）年の 2.37 人から 2019（令和元）年には 2.24 人となっており、減少傾向にあります。

人口の将来推計では、本市の人口は、国全体と同様に 2015（平成 27）年以降減少すると見込まれています。

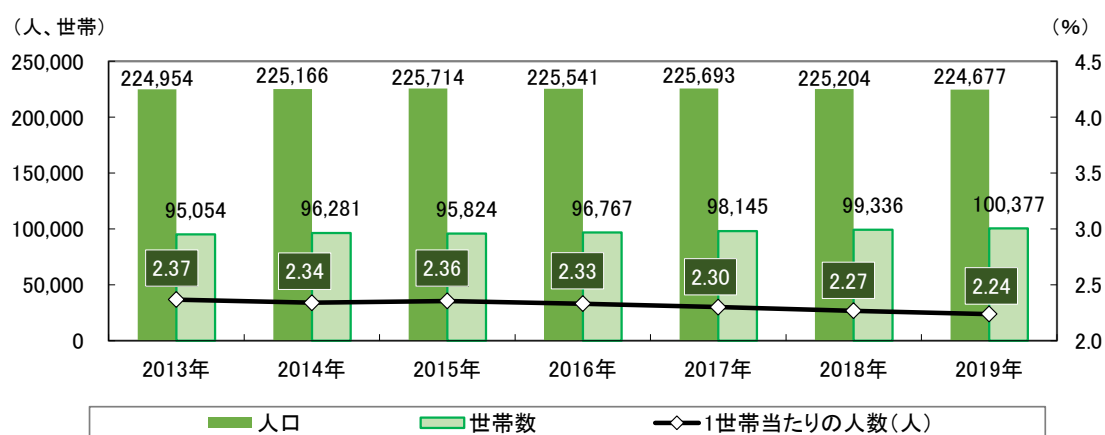


図 人口・世帯数・1世帯当たり人数

[出典：国勢調査（総務省統計局）、統計あつぎ（厚木市）]

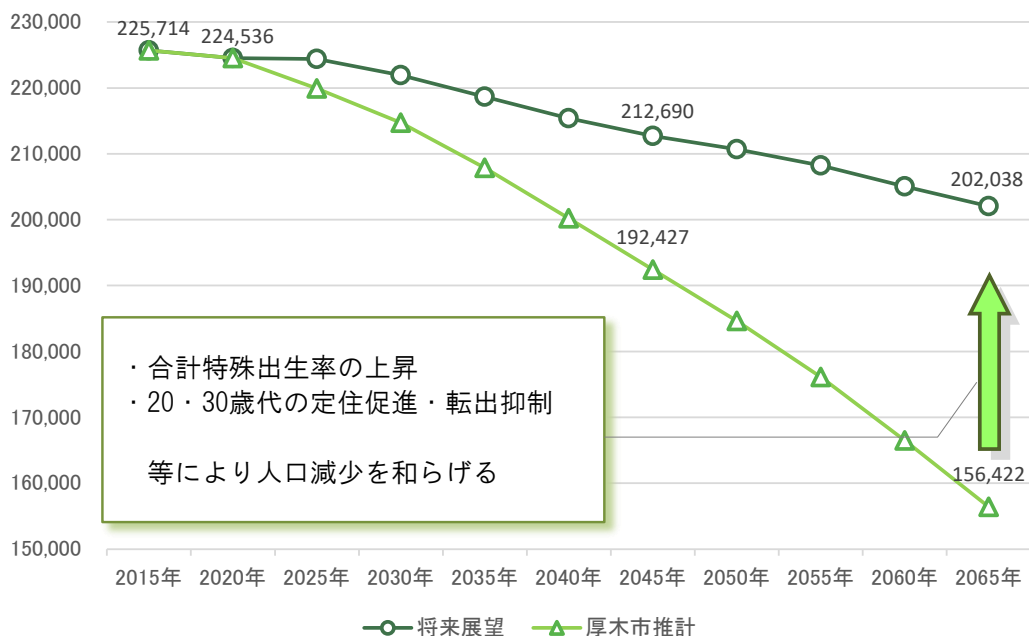


図 人口展望

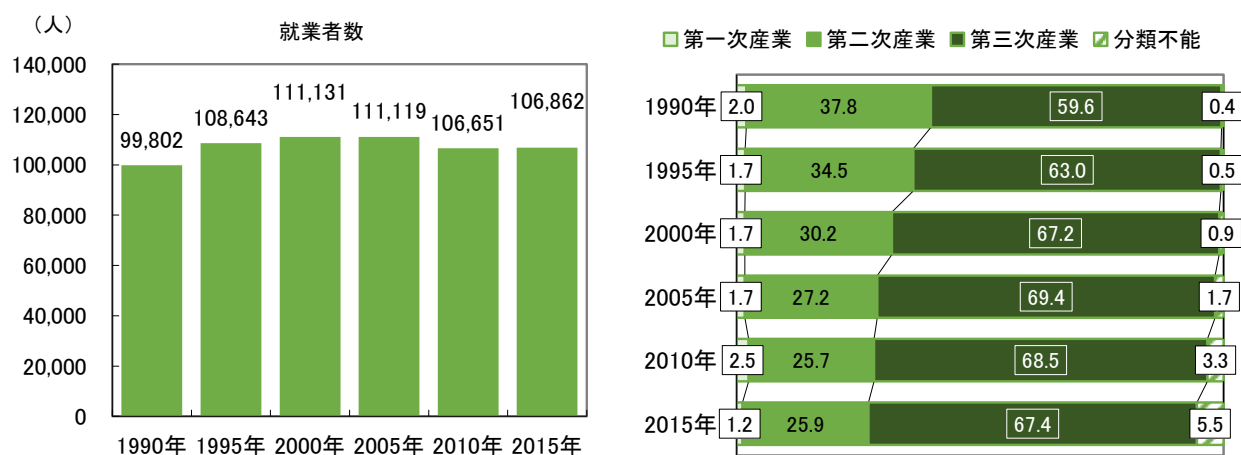
[出典：第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（案）（厚木市）]

(2) 産業構造

① 就業者*数

2015（平成27）年の就業者数は106,862人となっています。また、経年変化を見ると、2000（平成12）年まで増加傾向にありましたが、その後減少し、近年は横ばい傾向にあります。産業分類別（大分類）では、2005（平成17）年までは第三次産業の割合が増加していましたが、2010（平成22）年以降は減少しています。

なお、昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は115.6%と県内の市の中では最も高い比率となっています。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とまらない場合があります。

図 (左) 就業人数の推移・(右) 産業分類（大分類）別就業人数割合

[出典：国勢調査（総務省統計局）、統計あつぎ（厚木市）]

表 県内自治体の昼夜間人口比率 (%) (2015 (平成27) 年)

1	箱根町	151.5	16	清川村	92.7	31	葉山町	75.0
2	中井町	123.8	17	横須賀市	91.2	32	真鶴町	74.6
3	厚木市	115.6	18	川崎市	88.5	33	二宮町	73.3
4	愛川町	101.4	19	開成町	88.5			
5	平塚市	99.5	20	相模原市	88.2			
6	小田原市	98.2	21	秦野市	86.5			
7	鎌倉市	97.0	22	湯河原町	86.5			
8	綾瀬市	96.2	23	南足柄市	86.3			
9	横浜市	95.3	24	大井町	85.4			
10	山北町	95.2	25	三浦市	84.3			
11	松田町	95.0	26	大和市	84.3			
12	海老名市	94.7	27	座間市	83.7			
13	伊勢原市	94.3	28	逗子市	80.5			
14	藤沢市	93.2	29	茅ヶ崎市	79.2			
15	寒川町	92.8	30	大磯町	79.1			

[出典：平成27年国勢調査（総務省統計局）]

②事業所数・従業者*数

2016（平成28）年の事業所数は9,602事業所、従業者数は147,906人となっています。経年変化を見ると、事業所数・従業者数ともに、1996（平成8）年以降減少し、2009（平成21）年に一旦増加しますが、その後また減少傾向にあります。

産業分類別でみると、事業所数では「卸売業、小売業」（23.3%）、「不動産業、物品賃貸業」（12.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」（11.5%）が上位を占め、従業者数では「卸売業、小売業」（15.5%）、「製造業」（14.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（14.4%）が上位を占めています。

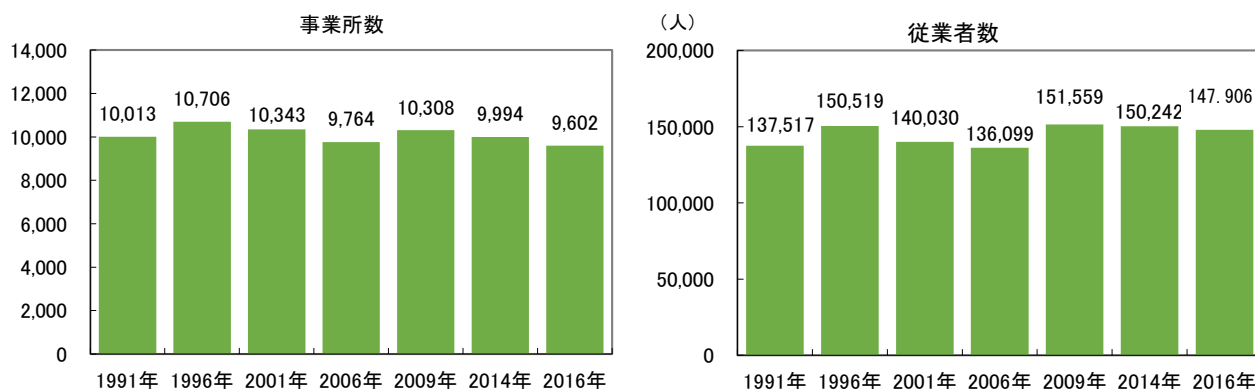


図 （左）事業所数・（右）従業者数

[出典：経済センサス（総務省統計局）、統計あつぎ（厚木市）]

表 産業分類別の事業所数・従業者数（2016（平成28）年）

	事業所数		従業者数	
	事業所	(%)	人	(%)
総数	9,602	100.0	147,906	100.0
農業、林業	18	0.2	185	0.1
漁業	1	0.0	6	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	4	0.0
建設業	975	10.2	6,689	4.5
製造業	697	7.3	21,624	14.6
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1	228	0.2
情報通信業	104	1.1	3,429	2.3
運輸業、郵便業	399	4.2	13,514	9.1
卸売業、小売業	2,236	23.3	22,903	15.5
金融業、保険業	119	1.2	2,154	1.5
不動産業、物品賃貸業	1,209	12.6	4,052	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	419	4.4	21,283	14.4
宿泊業、飲食サービス業	1,100	11.5	11,831	8.0
生活関連サービス業、娯楽業	676	7.0	5,190	3.5
教育、学習支援業	311	3.2	3,516	2.4
医療、福祉	643	6.7	12,109	8.2
複合サービス事業	31	0.3	758	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	657	6.8	18,431	12.5

*数値は公務を除く。

[出典：経済センサス（総務省統計局）]

③製造品出荷額等*

2018（平成30）年の製造品出荷額等は、6,305億9千万円となっています。経年変化を見ると、1990（平成2）年以降、減少とやや増加を繰り返しているものの全体としては減少傾向にあります。

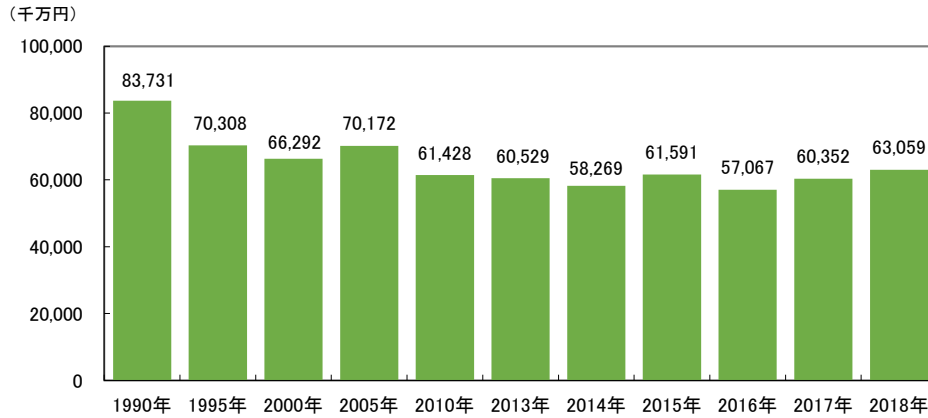


図 製造品出荷額等

[出典：工業統計表（経済産業省）、統計あつぎ（厚木市）]

④業務系民間建築物の延床面積

本市の固定資産概要調書から、2018（平成30）年の「事務所」、「店舗」、「百貨店」、「銀行」、「病院」、「ホテル」を合わせた業務系民間建築物の延床面積は2,421千㎡で、1990（平成2）年度に比べて約94%増加しています。また、経年変化を見ると、2008（平成20年度）年度以降は横ばいとなっています。

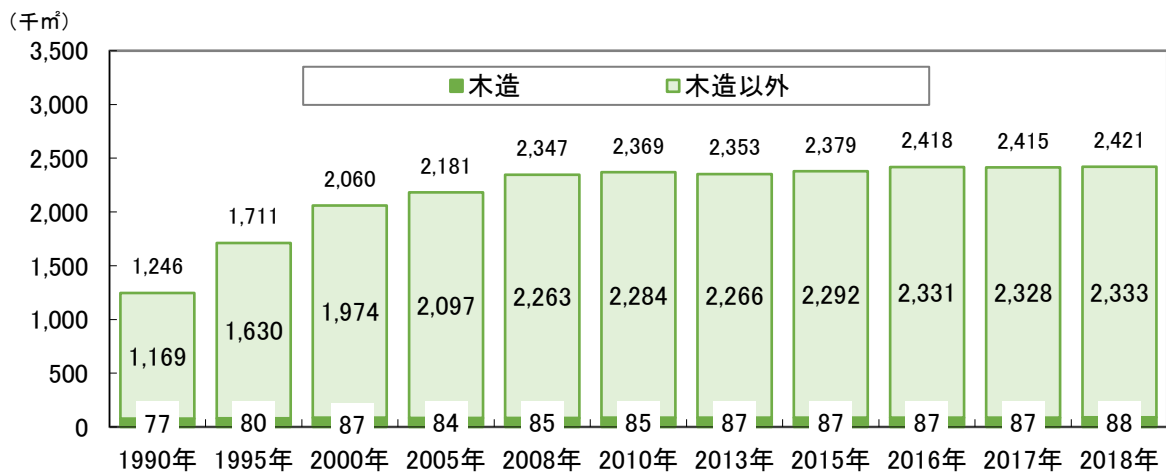


図 業務系民間建築物延床面積

[出典：固定資産概要調書（厚木市）]

⑤大手企業と大学の立地

本市の産業系の特徴として、大手企業の研究開発拠点や理工系大学の立地も多くなっています。

(3) 交通

①自動車保有台数

2018（平成 30）年度の自動車保有台数は 143,798 台で、うち普通・小型乗用車が 76,315 台、軽自動車が 45,869 台（うち乗用車は 31,570 台）となっており、乗用車が全体の約 75%を占めています。

自動車保有台数は増加傾向にあります。

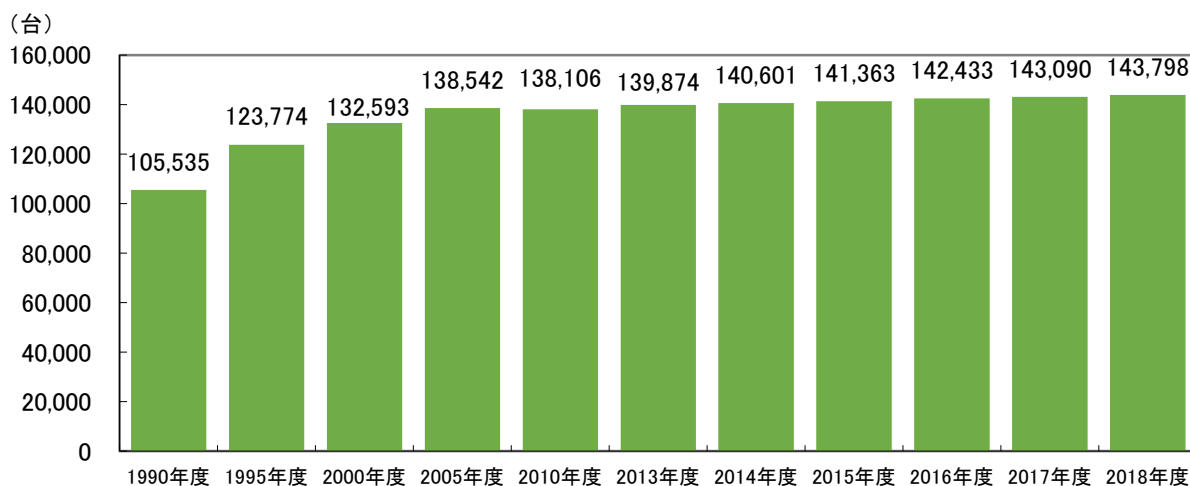


図 自動車保有台数

[出典：統計あつぎ（厚木市）]

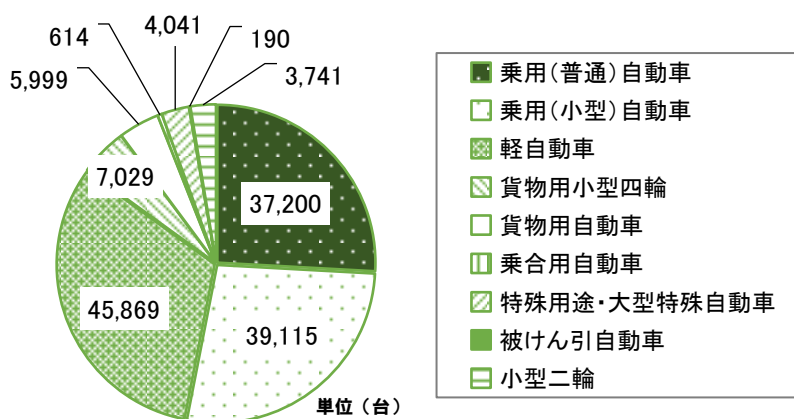


図 種類別自動車保有台数（2018（平成30）年度）

[出典：令和元年版 統計あつぎ（厚木市）]

②自動車類交通量

2015（平成 27）年の国道 129 号（山際）の 12 時間交通量は 28,536 台で、1990（平成 2）年をピークに減少となっています。2015（平成 27）年の国道 246 号（栄町、松枝）の 12 時間交通量は 42,185 台で、2010（平成 22）年に増加していましたが、2015（平成 27）年は再び減少しています。

2015（平成 27）年の厚木インターチェンジの年間利用台数は、23,883 千台で、2005（平成 17）年まで増加傾向にありましたが、以降は減少となっています。

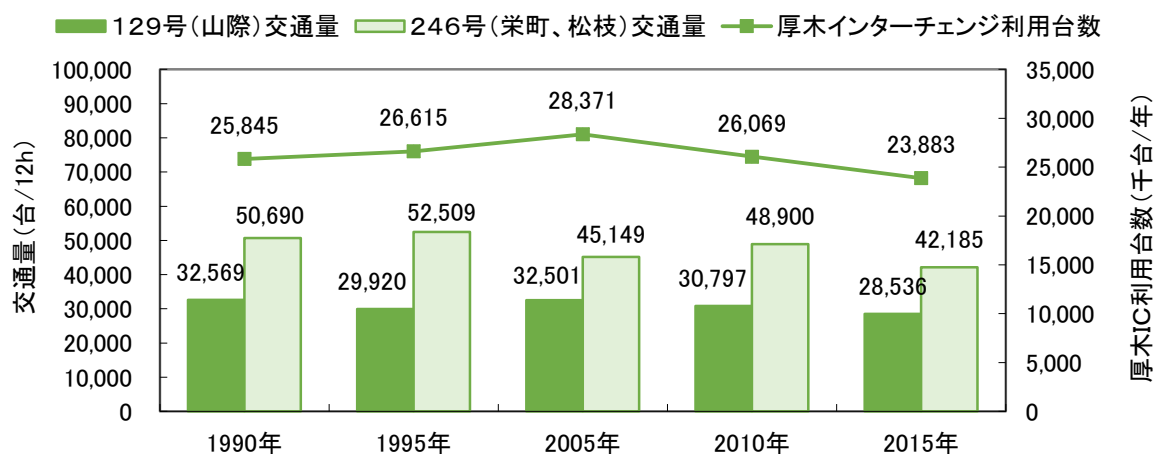


図 自動車類交通量と厚木インターチェンジ利用台数

[出典：道路交通センサス（国土交通省交通局）、統計あつぎ（厚木市）]

（４）ごみ処理状況

2018(平成 30)年度のごみ焼却量は 54,247 t /年で、2000(平成 12)年度の 84,363 t /年をピークに減少し、近年は減少傾向にあります。

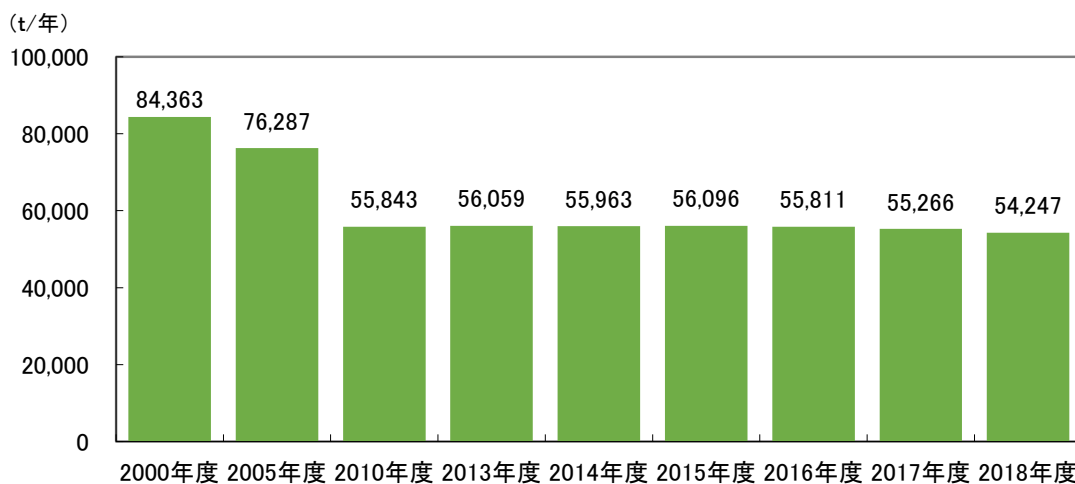


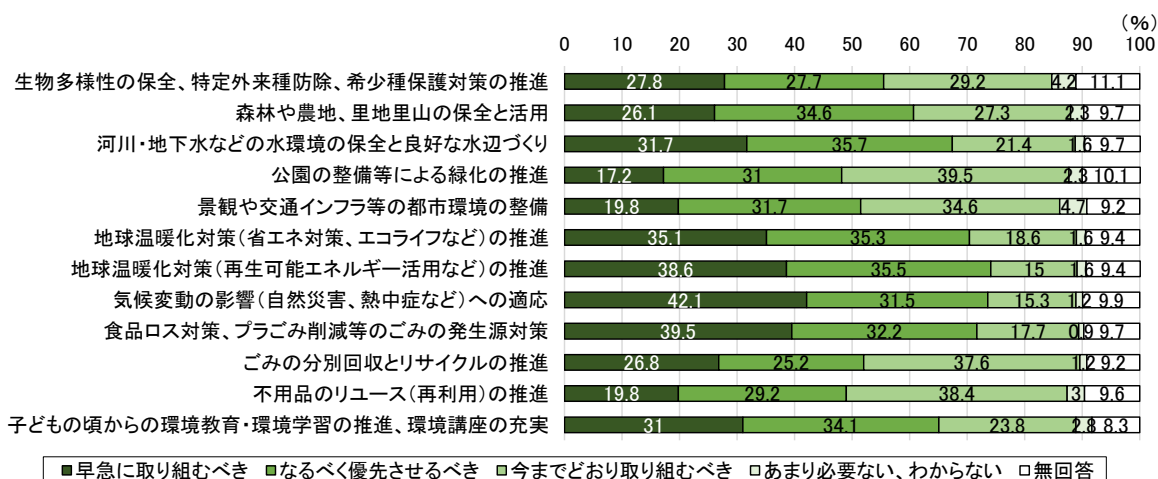
図 ごみ焼却量

[出典：統計あつぎ（厚木市）]

(5) 市民・事業者意識

ア 市民アンケート調査

2019（令和元）年度に実施した環境に関するアンケート調査（市民編）で、今後、市の環境保全対策に向けて優先すべき内容について、「早急に取り組むべき」取組として、「気候変動の影響（自然災害、熱中症など）への適応」が42%と最も高く、次いで「食品ロス対策、プラスチック削減等のごみの発生源対策」が40%と、最近の環境問題への対応が期待されています。また、これらの問題の背景にある「地球温暖化対策（再生可能エネルギー活用など）の推進」も39%と高くなっています。「早急に取り組むべき」と「なるべく優先させるべき」を合わせた割合でも、これらの三つのほか、「地球温暖化対策（省エネ対策、エコライフなど）の推進」が70%を超え、地球温暖化（気候変動）に係る対策を優先すべきとしています。



■早急に取り組むべき ■なるべく優先させるべき ■今までどおり取り組むべき □あまり必要ない、わからない □無回答

図 環境保全対策に向けて優先すべき内容（市民編）

イ 事業所アンケート調査

2019（令和元）年度に実施した地球温暖化に関するアンケート調査（事業所編）で、事業所が取り組んでいる地球温暖化対策の内容は、「不要な照明の消灯や間引き」という回答が74.6%、次いで「省エネを考慮した空調・温度管理」が49.2%となっています。実施内容の上位10項目は、行動、教育、省エネ機器の導入で、取り組みやすい内容といえます。

また、事業所へのヒアリングでは、他社が取り組んでいる地球温暖化対策の方法や効果を知りたいという意見が多くありました。

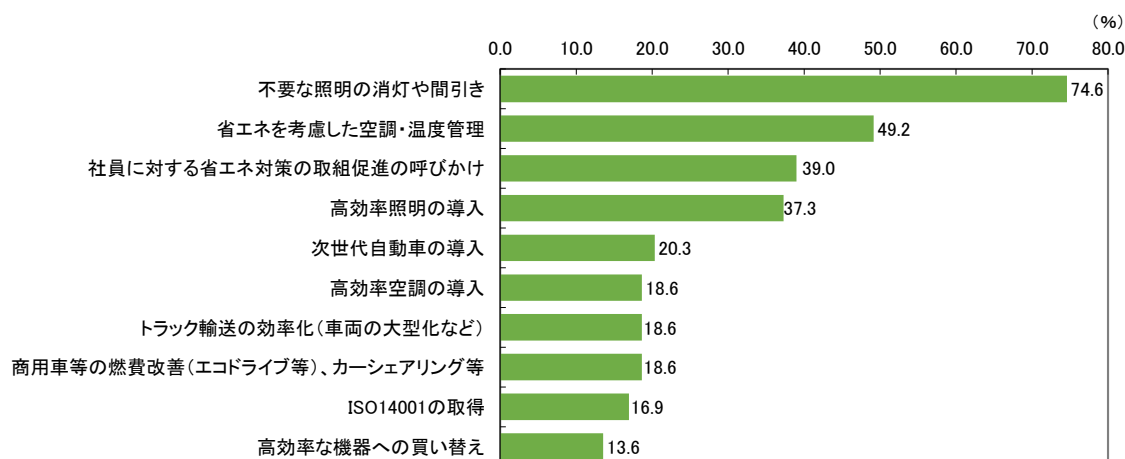


図 温暖化対策で実施している内容（事業所編） 回答が多い10項目（複数回答可）

第3章 温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガス排出量推計の現況年度は、温室効果ガス排出量に係るデータの入手が可能な最新年度（2017（平成 29）年度）とし、温室効果ガス削減数値目標に対して基準となる基準年度は、国の地球温暖化対策計画（閣議決定）における基準年度（2013（平成 25）年度）としました。

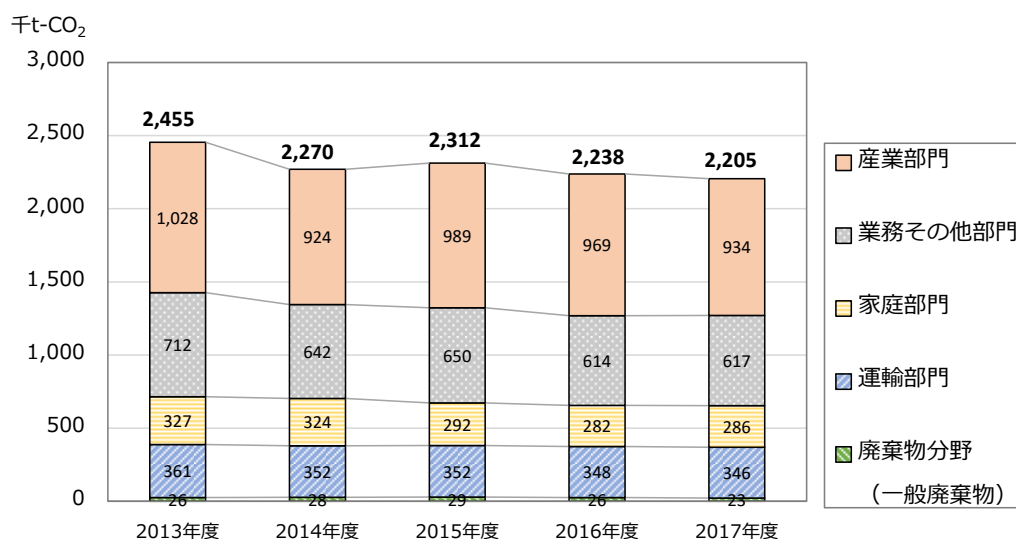
(1) 温室効果ガス排出量

本市の2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量は約 2,205 千 t-CO₂ となっています。部門別の温室効果ガス排出量は、産業部門が 42.4%と最も多く、次いで業務その他部門の 28.0%となっています。

表 温室効果ガスの排出量の推移

排出量単位：千 t-CO₂

部門・分野	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
	排出量 (千 t-CO ₂)	排出量 (千 t-CO ₂)	排出量 (千 t-CO ₂)	排出量 (千 t-CO ₂)	排出量 (千 t-CO ₂)	構成比 (%)
合計	2,455	2,270	2,312	2,238	2,205	100.0
産業部門	1,028	924	989	969	934	42.4
製造業	1,006	901	965	945	910	41.3
建設業・鉱業	20	20	20	20	21	0.9
農林水産業	2	3	3	4	4	0.2
業務その他部門	712	642	650	614	617	28.0
家庭部門	327	324	292	282	286	13.0
運輸部門	361	352	352	348	346	15.7
自動車	344	336	336	332	331	15.0
旅客	205	196	195	193	192	8.7
貨物	138	139	141	139	139	6.3
鉄道	17	17	16	16	15	0.7
廃棄物分野 (一般廃棄物)	26	28	29	26	23	1.0



※ 合計値は四捨五入の関係で、各部門の合計と一致しない場合があります。

図 温室効果ガスの種類別排出量の推移

[出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）]

①産業部門

2017（平成 29）年度の産業部門の CO₂ 排出量は約 934 千 t-CO₂ で、そのうち 97.3%（約 910 千 t-CO₂）が製造業からの排出です。部門別排出量比は 42.4%と最も大きく、本市の昼夜間人口比率（115.6%）の高さ、すなわち事業活動量の大きさと CO₂ 排出量の関連が想定されます。

CO₂ 排出量の経年変化を見ると、近年は減少傾向となっています。

②業務その他部門

2017（平成 29）年度の CO₂ 排出量は約 617 千 t-CO₂ となっています。

CO₂ 排出量の経年変化を見ると、近年は減少傾向となっています。

③家庭部門

2017（平成 29）年度の CO₂ 排出量は約 286 千 t-CO₂ となっています。

CO₂ 排出量の経年変化を見ると、近年は減少傾向となっています。

④運輸部門

2017（平成 29）年度の運輸部門の CO₂ 排出量は約 346 千 t-CO₂ となっています。運輸部門は自動車と鉄道に細分され、排出量の 95.7%（約 331 千 t-CO₂）は自動車からの排出です。

CO₂ 排出量の経年変化を見ると、近年は減少傾向となっています。

⑤廃棄物分野

2017（平成 29）年度の廃棄物分野の CO₂ 排出量は約 23 千 t-CO₂ となっています。

CO₂ 排出量の経年変化を見ると、近年は減少傾向となっています。

コラム 温室効果ガスの部門とは

部門・分野は、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2020 年」の分野や「総合エネルギー統計」の部門を参考に、推計手法の分類も踏まえて次のように区分しています。

本市では以下の部門・分野を対象に、温室効果ガスの排出量を推計しています。

部門・分野	説明
産業部門	製造業、農林産業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）

(2) 国・県との部門別温室効果ガス排出量の比較

本市の2017（平成29）年度の部門別温室効果ガス排出量比を、国及び神奈川県と比較しました。部門別排出量の比率は、地域の社会的・経済的活動状況の特性を示す指標と考えられます。

本市の産業部門及び業務その他部門の比率は、国や県と比べて大きくなっています。

また、その他の温室効果ガスの比率は、国や県と比べて小さくなっていますが、これは本市には発電所等がなく、エネルギー転換部門の温室効果ガスの排出がないためです。

表 温室効果ガス排出量の区域比較（2017年度）

部門・分野		国		神奈川県（速報値）		厚木市	
		排出量 （百万t-CO ₂ ）	構成比 （%）	排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比 （%）	排出量 （千t-CO ₂ ）	構成比 （%）
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	413	32.0%	25,540	34.7%	934	42.4%
	業務その他部門	207	16.0%	15,300	20.8%	617	28.0%
	家庭部門	186	14.4%	11,880	16.1%	286	13.0%
	運輸部門	213	16.5%	9,950	13.5%	346	15.7%
その他の温室効果ガス		272.7	21.1%	11,010	14.9%	23	1.0%
合計		1,292	100%	73,670	100%	2,205	100%

※1 温室効果ガス排出量はCO₂換算した値です。

※2 その他の温室効果ガスは、「エネルギー転換部門（発電所等）のエネルギー起源CO₂」、「非エネルギー起源CO₂」及び「CO₂以外の温室効果ガス」です。

※3 合計値は四捨五入の関係で、表数値の合計と一致しない場合があります。

※4 排出量比は四捨五入の関係で、表数値の計算と一致しない場合があります。

[出典：国：2017年度（平成29年度）温室効果ガス排出量（環境省）

神奈川県：2017年度県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果（神奈川県）

厚木市：部門別CO₂排出量の現況推計（環境省）]

2 森林吸収量の現状

森林には、CO₂ 吸収源としての側面と、CO₂ 排出源としての側面があります。

独立行政法人森林総合研究所の調べでは、森林の林木（幹・枝葉・根）に CO₂ が吸収され、吸収量は、20 年生前後の林木で最大になると試算しています。

表 1ha の森林が 1 年間に吸収する CO₂ 量

森林種別	20 年生前後の森林の CO ₂ 吸収量	木 1 本に固定されている炭素の量
スギ植林	12.1 t-CO ₂ /ha 年	68 kg-C/本 (立木密度：約 1,000 本/ha) (35 年生スギ林、胸高直径 20cm、 樹高 18m、幹材積 0.28m ³ の場合)
ヒノキ植林	11.3 t-CO ₂ /ha 年	
天然林広葉樹	5.1 t-CO ₂ /ha 年	

[出典：木 1 本に固定されている炭素量、1 年当たりの森林の林木（幹・枝葉・根）による炭素吸収の平均的な量（独立行政法人 森林総合研究所）に基づき算出]

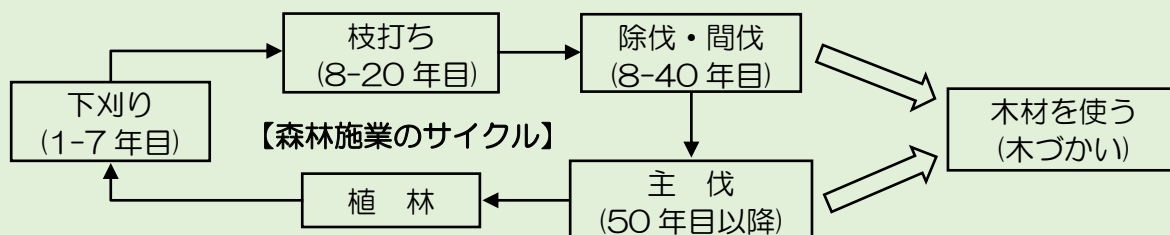
一方、森林内の林木が老齢化して倒れたり、伐採されたりして幹・枝葉・根が腐朽し、微生物によって分解されると、それまで吸収した炭素を再び大気中に放出するため、林木のライフサイクルからみればプラスマイナスゼロとなります。

森林の CO₂ 吸収機能を活用するためには、森林を維持管理して林木を生長させ、その林木を建材などとしてできるかぎり長期間利用し続ける必要があります。

コラム 森林の維持管理

森林の維持管理は、植林から始まり、周りの草などの下刈り、節をなくすための枝打ち、木を太く大きくするための除伐や間伐を行い、おおむね 50 年目頃から主伐（切り出し）という、長い期間の森林施業が必要です。

木は建材や建具、家具などの木工用材として利用されることにより、木が大気中から取り込んだ CO₂ を長期間蓄積することができます。





第4章 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 将来推計の考え方

本市の温室効果ガス排出量の将来推計は、現状^{すうせい}趨勢ケース（今後の追加的な対策を見込まない場合）で行いました。将来推計値の算定式は次のとおりです。

①市独自の推計活動量を利用（家庭部門、廃棄物分野）
市将来温室効果ガス排出量 = 市将来活動量 / 市現況活動量 × 市現況温室効果ガス排出量
②神奈川県温室効果ガスの将来推計値を利用 （産業部門、業務部門、運輸部門、その他の部門）
市将来温室効果ガス排出量 = 県将来温室効果ガス排出量 / 県現況温室効果ガス排出量 × 市現況温室効果ガス排出量

将来推計値算出の前提条件は次のとおりです。

部門・分野	活動量	推計の方法																								
家庭 廃棄物	厚木市 人口	本市の人口は、2030年までに約1.3%減少する見込み。 (2013年：224,954人 2030年推計：221,922人) [出典：厚木市人口ビジョン（厚木市）]																								
産業 業務 運輸 その他の温室 効果ガス	(県推計値)	<p>神奈川県の2030年度温室効果ガス排出量の変化率を採用します。</p> <p>産業部門 : 2,179万t-CO₂ / 1,939万t-CO₂ = 112.4%</p> <p>業務部門 : 2,196万t-CO₂ / 2,011万t-CO₂ = 109.2%</p> <p>運輸部門 : 954万t-CO₂ / 1,066万t-CO₂ = 89.5%</p> <p>その他温室効果ガス: 416万t-CO₂ / 285万t-CO₂ = 145.8%</p> <p>※ 変化率は四捨五入の関係で、上記の値の計算と一致しない場合があります。</p> <table border="1"> <caption>神奈川県温室効果ガス排出量の将来推計 (単位: 千t-CO₂)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2013年度</th> <th>2030年度</th> <th>変化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業部門</td> <td>1,939</td> <td>2,179</td> <td>112.4%</td> </tr> <tr> <td>業務部門</td> <td>2,011</td> <td>2,196</td> <td>109.2%</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>1,066</td> <td>954</td> <td>89.5%</td> </tr> <tr> <td>その他温室効果ガス</td> <td>285</td> <td>416</td> <td>145.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,301</td> <td>5,745</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、図数値の合計と一致しない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">図 神奈川県の温室効果ガス排出量の将来推計 [出典：神奈川県地球温暖化対策計画（H28.10神奈川県）]</p>	項目	2013年度	2030年度	変化率	産業部門	1,939	2,179	112.4%	業務部門	2,011	2,196	109.2%	運輸部門	1,066	954	89.5%	その他温室効果ガス	285	416	145.8%	合計	5,301	5,745	
項目	2013年度	2030年度	変化率																							
産業部門	1,939	2,179	112.4%																							
業務部門	2,011	2,196	109.2%																							
運輸部門	1,066	954	89.5%																							
その他温室効果ガス	285	416	145.8%																							
合計	5,301	5,745																								

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の温室効果ガス排出量の2030（令和12）年度将来推計を、現状^{すうせい}趨勢ケースで行った結果、市全体として基準年度（2013年度）比6.1%の増加になると推計されました。

部門別では、産業部門が基準年度比12.4%の増加、家庭部門が1.3%の減少、業務その他部門が9.2%の増加、運輸部門が10.5%の減少、廃棄物分野が1.3%の減少で、増加が著しい部門は、産業部門です。

表 厚木市の温室効果ガス排出量の将来推計 排出量単位：千t-CO₂

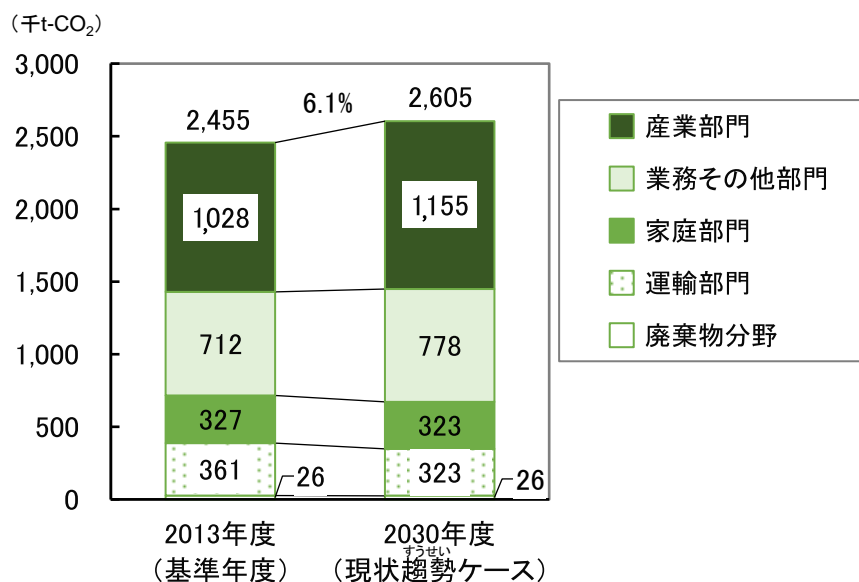
部門・分野		2013年度 (基準年度)	2030年度 (現状 ^{すうせい} 趨勢ケース)	
		排出量	排出量	基準年度比
CO ₂	産業部門	1,028	1,155	12.4%
	業務その他部門	712	778	9.2%
	家庭部門	327	323	-1.3%
	運輸部門	361	323	-10.5%
	廃棄物分野	26	26	-1.3%
合計 ^{※2}		2,455	2,605	6.1%

※1 温室効果ガス排出量はCO₂換算した値です。

※2 合計値は四捨五入の関係で、表数値の合計と一致しない場合があります。

※3 基準年度比は四捨五入の関係で、表数値の計算と一致しない場合があります。

※4 電気の使用に伴うCO₂排出係数は代替値を用いています。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、図数値の合計と一致しない場合があります。

図 厚木市の温室効果ガス排出量の将来推計

2 目標年次及び削減目標

(1) 国・県の目標年次及び削減目標

国や神奈川県では、目標年次及び削減目標を次のとおり設定しています。

表 国・県の目標年次及び削減目標

項目	国	神奈川県
中期目標	地球温暖化対策計画(閣議決定)による目標 ・2030(令和12)年度 ・基準年度(2013年度)比26%削減	国の目標に県の追加的な対策・施策の削減効果を加味した上で設定 ・2030(令和12)年度 ・基準年度(2013年度)比27%削減
長期目標	地球温暖化対策計画(閣議決定)による目標 ・2050(令和32)年 ・80%削減 ※菅義偉首相は、所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言	国の長期目標と同様の目標を設定 ・2050(令和32)年 ・80%削減 ※神奈川県議会において、黒岩祐治知事が「2050年の脱炭素社会」の実現を目指して全力で取り組む」と表明

[出典1：地球温暖化対策計画(H28.5.13閣議決定)]

[出典2：神奈川県地球温暖化対策計画(H28.10神奈川県)]

※ 国の2030(令和12)年度における温室効果ガスの排出抑制の量に関する温室効果ガス別のその他の区分ごとの目標は、次のとおりです。

①エネルギー起源二酸化炭素	2030年度において、2013年度比25.0%減(2005年度比24.0%減)の水準(約9億2,700万t-CO ₂)にする。
②非エネルギー起源二酸化炭素	2030年度において、2013年度比6.7%減(2005年度比17.0%減)の水準(約7,080万t-CO ₂)にすることを目標とする。
③メタン	2030年度において、2013年度比12.3%減(2005年度比18.8%減)の水準(約3,160万t-CO ₂)にすることを目標とする。
④一酸化二窒素	2030年度において、2013年度比6.1%減(2005年度比17.4%減)の水準(約2,110万t-CO ₂)にすることを目標とする。
⑤代替フロン等4ガス	2030年において、2013年比25.1%減(2005年比4.5%増)の水準(約2,890万t-CO ₂)にすることを目標とする。

[出典：地球温暖化対策計画(H28.5.13閣議決定)]を基に作成

(2) 目標年次及び削減目標

本市は、国や神奈川県温室効果ガス削減の目標達成のために、基礎自治体として地域から貢献する必要があります。このため、国や県を踏まえた目標を掲げ、達成を目指します。国の地球温暖化対策計画では、長期的目標として「2050（令和32）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」こととしています。しかし、近年では、国や県においてゼロカーボンシティ宣言を推進するなど、脱炭素社会を目指して、2050（令和32）年排出量実質ゼロを宣言している自治体が増えています。

本市では、地球温暖化防止対策の最終的な目標達成のため、本計画の期間（2021～2030（令和3～12）年度）を越えて、長期（2050（令和32）年）の目標を設定します。

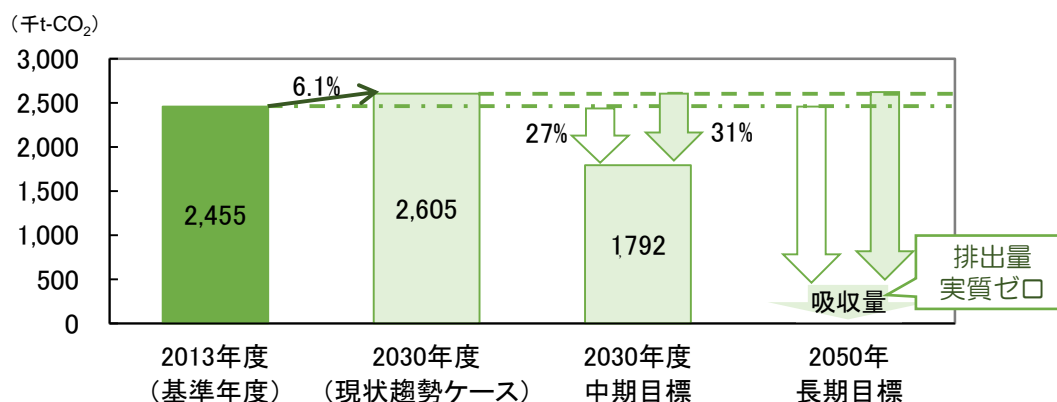
目標年次及び削減目標は、中期（2030（令和12）年度）、長期（2050（令和32）年）について次表のとおりとします。

表 厚木市の目標年次及び削減目標

項目	目標年次及び削減目標	設定の理由
中期目標※	<ul style="list-style-type: none"> 2030（令和12）年度 基準年度（2013年度）比27%削減 	「球温暖化対策計画」（閣議決定）の中期目標年次及び削減目標値、「神奈川県地球温暖化対策計画」（H28.10）に本市も賛同し、国の目標に県の追加的な対策・施策の削減効果を加味した上で設定された神奈川県の中期削減目標にチャレンジします。
長期目標※	<ul style="list-style-type: none"> 2050（令和32）年 排出量実質ゼロ（二酸化炭素） 	IPCCの特別報告書においては、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO ₂ の排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。 また、国、県においても、脱炭素社会の実現に向けた動きがあることから、本市においても、脱炭素社会を目指して、排出量実質ゼロを目標とします。

※ 本削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものです。国や県の目標値や施策が変更された場合には、本計画の目標値も見直します。

前述した中期目標（基準年度比27%削減）、長期目標（排出量実質ゼロ）を達成した場合、本市の温室効果ガス排出量の見込みは、中期では1,792千t-CO₂、長期では排出量実質ゼロ（参考値として、基準年度を2013（平成25）年度とした場合）となります。



※1 基準年度比は四捨五入の関係で、図数値の計算と一致しない場合があります。

※2 電気の使用に伴うCO₂排出係数は代替値を用いています。

図 厚木市の温室効果ガス排出量の見込み

(3) 国・県と市の削減目標の関係

地球温暖化対策は、国、神奈川県又は本市の対策単独で効果が期待できるものと、国や県の総合的な対策と本市の対策を併せて、その相乗効果が期待できるものがあると考えられます。

本計画で設定した削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものとしします。

産業部門では、国や県の地球温暖化対策制度の対象となる大規模事業者に対し、情報提供や連携などの取組を推進し、同制度には該当しない中小規模事業者に対するきめ細かな支援等に取り組みます。

家庭部門や業務その他部門では、国や県の温暖化対策に関する取組について普及啓発することと、本市の地域特性による独自の取組も実施します。

運輸部門では、自家用乗用車を中心に施策の推進や支援等に取り組みます。

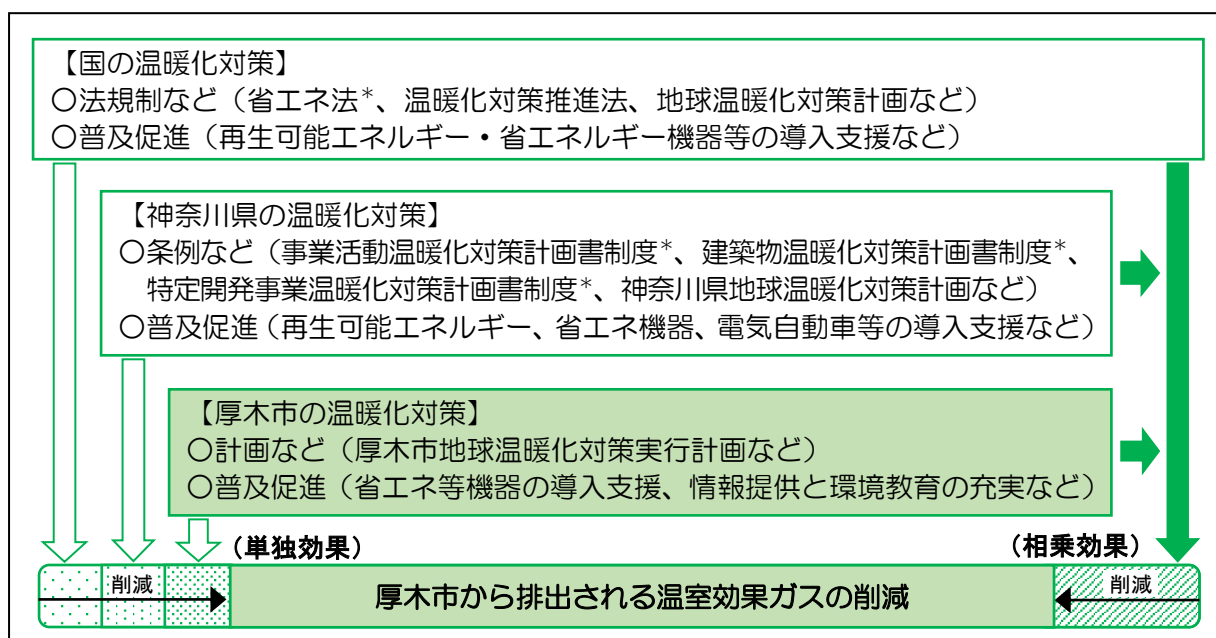


図 国・神奈川県及び厚木市の温暖化対策の連携イメージ

第5章 削減目標の達成に向けた施策

1 施策の基本的な視点

(1) 前提となる考え方

地球温暖化防止に向けた施策は、次の考え方を前提として設定します。

- ア 本市から排出される温室効果ガスの大部分を占める「CO₂」の削減を主な目的とした施策を推進します。
- イ 本市独自の施策だけでなく、国や県が実施する施策を補完し、その効果を向上させるような施策も実施します。
- ウ 計画期間（2021（令和3）～2030（令和12）年度）を考慮し、現段階で実施が困難であっても、今後10年間で実施可能になると想定される施策も含めます。
- エ 長期目標（2050（令和32）年に排出量実質ゼロ）を達成するためには、ライフスタイルの転換や意識向上が不可欠のため、約30年後を見据えた「人づくり」を大切にします。
- オ 本市の地域特性（部門別温室効果ガス排出量の傾向、森林・山が近い、通過交通が多い、昼夜間人口が多いなど）を生かした施策を推進します。
- カ CO₂削減の効果が高いと考えられるエネルギーに係る施策を推進します。
- キ 本市が力を入れている取組や、行政が率先的に行うべき施策を実施します。
- ク コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）の効果が見込まれる施策を積極的に推進します。
- ケ SDGs（持続可能な開発目標）との関係を示し、SDGsの理念に沿った取組を進め、その達成に貢献していくものとします。

(2) 施策の柱

将来像の実現のために、必要な四つの施策の柱を設定します。

施策の柱

1. 再生可能エネルギーの導入促進
2. 脱炭素社会の推進・循環型都市の実現
3. 二酸化炭素吸収源の整備
4. ライフスタイルの変革

2 施策体系

地球温暖化防止に向けた施策の体系を示します。



3 施策

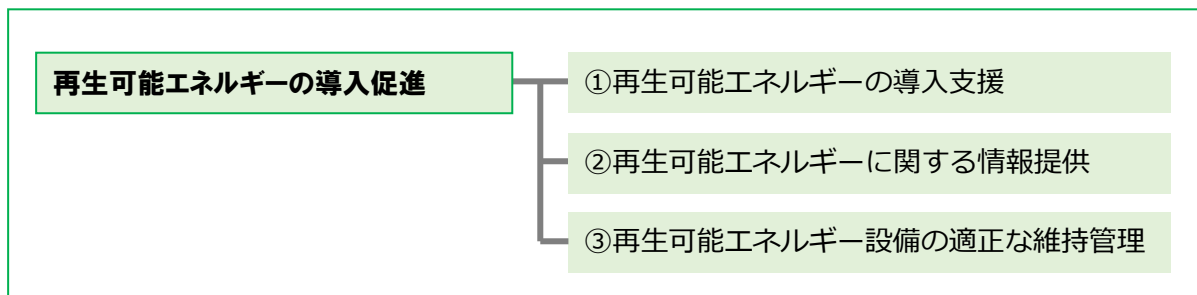
施策の柱1 再生可能エネルギーの導入促進

【取組の方向性】

エネルギー利用における CO₂ 排出量の削減に向けた取組として、省エネルギーを推進するとともに、化石燃料*に依存しない、持続的に利用することができる再生可能エネルギーへの転換を図ります。

個別の家庭における再生可能エネルギーの導入には初期投資が必要であるため、引き続き、導入促進に向けた支援を行います。また、事業所への再生可能エネルギーの開発支援や活用検討などを推進します。

さらに、再生可能エネルギーに関する情報提供や、再生可能エネルギーの適正な維持管理に関する取組を図ります。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 地域経済への波及
 - ・地域の資源を活用した再生可能エネルギー利用による地域内経済循環の促進
 - ・新しいビジネス機会の創出
 - ・競争力、生産性の向上
 - ・地域の雇用創出、雇用機会の拡大
- 日常生活のリスク低減
 - ・地域内エネルギー自給率の向上
 - ・災害時等におけるエネルギーの確保

【指標】

指標	現状値・基準値	目標
市内再生可能エネルギー出力量	32.7 MW (2019 (令和元) 年度)	52 MW (2030 (令和 12) 年度)

【取組内容】

①再生可能エネルギーの導入支援

○住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援

再生可能エネルギーの中でも、特に家庭で導入しやすい太陽エネルギー利用の普及を図るために、住宅用太陽光発電システム等に対し補助金などの支援を行います。

○バイオマス等多様な再生可能エネルギーの導入支援

太陽エネルギー以外にも、バイオマス、風力、水力など様々な再生可能エネルギーの導入に対し、情報提供等の支援を行います。

○ソーラーシェアリングの推進

農地に太陽光パネルを設置して太陽光を発電と農作物で分かち合うソーラーシェアリングを推進するため、実施希望者へ情報やノウハウの提供等を行います。

○再生可能エネルギー技術開発の支援

再生可能エネルギー技術開発を担う事業を活性化するために、再生可能エネルギー活用設備関連の製造所・研究所を戦略産業（地域経済への波及効果が大きく、市民の雇用機会の拡大や本市の産業の活性化のため重点的に誘致を図る産業分野のこと）に位置づけ、積極的に企業誘致を行います。

○卒 FIT 電源の活用検討

固定価格買取期間を経過した再生可能エネルギーによる電気の有効活用について検討し、再生可能エネルギーの価値を高めます。

コラム ソーラーシェアリングとは

再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産池消を目指し、農地に太陽光パネルを設置し、営農を続けながら太陽光発電等を行うことができます。

厚木市では、第1号機となるソーラーシェアリングが一般社団法人あつぎ市民発電所により設置され、2020年1月に稼働しました。



[写真提供：一般社団法人あつぎ市民発電所]

②再生可能エネルギーに関する情報提供

○市保有データの積極的な情報提供

市が保有する太陽光発電等の設置コストや発電量想定による収支などのデータを提供し、設置コストの相場や売電価格を知ってもらうことによって、再生可能エネルギー導入の動機につなげます。

○再生可能エネルギー設置者の声の収集及び公開

スマートハウス*導入奨励金の利用者などから、導入後の声を収集し、公開することで、導入時の不安等の解消につなげます。

○市内事業者製品の普及促進

市内事業者が製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の優先的・積極的な購入を促すために、市民や市内事業者に対する製品のPR 機会の創出を行います。

③再生可能エネルギー設備の適正な維持管理

○再生可能エネルギー設備の適正管理の推進

再生可能エネルギー設備は、適正な維持管理をしなければ事故につながることもあるため、維持管理に関する情報提供等必要な取組を検討し、実施します。

○太陽光パネル廃棄方法等に係る情報の収集及び提供

太陽光パネルを処分する際の適切な方法について周知します。
また、太陽光パネルの廃棄については、短期間に普及が拡大したために、将来的に大量廃棄が懸念されており、国の動向等対策について情報収集し、正確な情報提供に努めます。

コラム 再生可能エネルギーとは

太陽光・風力・地熱*・中小水力*・バイオマス*といった再生可能エネルギー（※）は、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

※再生可能エネルギーの定義

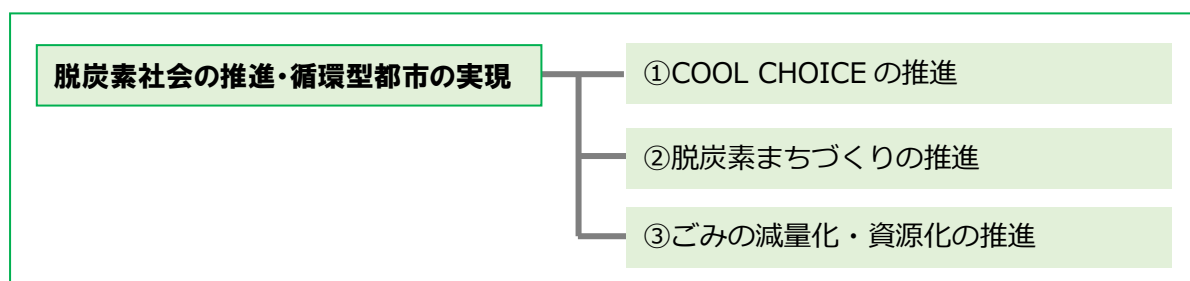
「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

施策の柱2 脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

【取組の方向性】

脱炭素社会づくりに貢献する「省エネ製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進するとともに、公共交通の利用促進を図るなど、公共交通とまちづくりの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク*型」の都市づくりの更なる充実や、市街地整備においてエネルギー利用の効率化を推進します。

また、循環型都市の実現及び地球温暖化防止への貢献に向けて、引き続き、家庭系及び事業系一般廃棄物の減量化や、適正な分別に基づく資源化を推進し、ごみの焼却量及びCO₂排出量を低減します。「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成のため、市民の意識向上に向けて、民間団体や事業者等との協力による3Rの取組なども推進します。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 生活の質の向上・健康福祉
 - ・高断熱住宅による健康・快適性の向上
 - ・公共交通の充実及び維持による移動時間の短縮、移動機会の増加
 - ・自動車に過度に頼らずに移動できるまちづくりによる健康の増進
 - ・輸送に係る騒音の低減
- 地域経済への波及
 - ・公共交通利用（高齢者等の外出機会の増加）による地域経済への波及効果
 - ・中心市街地の整備による活性化及び不動産価値の向上
 - ・持続可能な資源管理、静脈産業*の振興
- 地域環境の改善
 - ・公共交通の利用促進に伴う自動車交通量減少による大気環境の改善

【指標】

指標	現状値・基準値	目標
市内家庭での電力消費量	435,511 千 kWh (2017 (平成 29) 年度)	327,000 千 kWh (2030 (令和 12) 年度)
市民一人 1 日当たりの家庭系ごみの減量化率 (2002 (平成 14) 年度比)	43.3% (2019 (令和元) 年度)	50% (2026 (令和 8) 年度)

【取組内容】

①COOL CHOICE の推進

○COOL CHOICE の普及

地球温暖化対策に資する選択を行う国民運動である COOL CHOICE を、みんなが日々の行動の中で常に意識できるように、広めるとともに賛同を求めます。

○再配達の防止

インターネットショッピングや個人売買の利用増加に伴い、宅配件数が増加しています。そのような中で、不在による再配達は 15%（2019.10 国土交通省調べ）であり、年間約 42 万 t の CO₂ 排出につながっています。再配達が地球温暖化の一因になることを周知し、防止策を実施します。

コラム COOL CHOICE とは

「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。



COOL CHOICE アクションカード

普段の暮らしでできる気候変動対策として、「COOL CHOICE アクションカード」が提示されています。

 <p>断熱性 高めて減らす 電気代</p>  <p>住宅の外壁や屋根、天井、床、窓の断熱改修によって、冬は暖かく夏は涼しい快適な住環境が生まれます。冷暖房効率も向上し、快適で健康をおうちにしませんか？</p>	 <p>エコ家電 省エネラベル えらべよう！</p>  <p>消費電力が高い家電は冷蔵庫、照明、テレビ、エアコン、洗濯機など。大の量で省エネ性能を確保しているため、できるだけ省エネ家電を選びましょう。電気代を節約できます。</p>	 <p>脱炭素 乗って前進！ エコカーに</p>  <p>電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド、プラグインハイブリッド、クリーンディーゼル車等を選択することで、高い燃費性能を手に入れて、脱炭素社会をつくりませんか？</p>	 <p>COOLBIZ WARMBIZ</p>  <p>室温を調節することは気候変動対策への第一歩です。温度に冷暖房に頼らなくても、快適に通ごうためのライフスタイルがCO₂排出削減につながります。</p>	 <p>ECO DRIVE</p>  <p>アクセルの踏み込みをやさしくする。そんなエコドライブになることで約10%燃費が向上し、CO₂排出量削減につながります。お財布にやさしく、地球にもやさしい。</p>
 <p>LED 照らせ未来を 省エネで</p>  <p>家庭の中で、冷暖房に次いで電気を消費しているのが照明。電球型LEDランプに換えると一般的な電球（白熱電球）と比較して、約85%の省エネになり、40倍長持ちします。</p>	 <p>宅配 受け取り 一回で 受け取り ませんか？</p>  <p>宅配便の取配数は約43億個。そのうち、約2割が再配達。再配達のトラックから排出されるCO₂の量は年間およそ42万トン。時間指定や宅配ボックス、コンビニ受け取り、アプリの活用など、いろいろ受け取り方法があります。</p>	 <p>smart move</p>  <p>電車やバスなどの公共交通機関は、CO₂排出量が少ない移動手段。通勤や通学はもちろん、旅行やちょっとした外出なども電車やバスを利用して、移動をエコに。</p>	 <p>省エネ効果 発揮する</p>  <p>最近、増えているシェアオフィス。新しいコミュニケーションが生まれ、ネットワークが広がるだけでなく、エネルギーをシェアして、省エネにつながります。</p>	<p>チョイス さあ、あなたの選択は？</p>  <p>COOL CHOICE</p>

[出典：環境省ホームページ]

○家電買換えの促進

家電製品の省エネ性能は年々向上しています。古い家電製品は、余分な電気を消費しているとも考えられます。そのため、家電の買換え促進を図ります。

○地産地消の推進

市内農業の活性化を図るだけでなく、食の安全の確保や農産物の輸送にかかるCO₂排出量の削減につながる地産地消を推進するために、引き続き、朝市や夕焼け市の開催、市民農園の推進などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を推進します。

○省エネ機器導入の促進

CO₂排出量の削減につながる省エネ行動を促進するため、ゼロ・エネルギー・ハウス*や住宅への蓄電池、HEMS等の導入支援に併せて、市内の事業所における高効率機器の導入を支援します。

○電気自動車等の普及促進

走行中のCO₂排出量がゼロである電気自動車等の普及促進を図るために、引き続き、電気自動車等に関する情報提供や乗車体験機会（電気自動車試乗のイベント等）を創出します。

また、市の公用車にも、積極的に電気自動車を導入し、その効果（CO₂削減効果等）を広く発信するとともに、電気自動車の普及を促進します。

○電気自動車によるカーシェアリング*の検討

自家用自動車（従来のエンジン車）の保有や利用を減らし、環境性能の良い電気自動車の利用を促進するために、電気自動車によるカーシェアリングの導入可能性を検討します。

コラム 環境性能の良い電気自動車

電気自動車は、エンジンの代わりにモーターと制御装置を使い、ガソリンの代わりにバッテリー（蓄電池）に蓄えた電気で走る自動車です。また、走行中にCO₂や排気ガスを出さないため、地球環境問題（大気汚染防止）に役立ちます。

充電は、設備を整えれば、自宅のガレージやまちのガソリンスタンド、商業施設等でも行うことができます。充電設備は大きく普通充電設備と急速充電設備に分かれ、急速充電器は、5分間でおおよそ40km程度走行可能な充電が可能となります。

[データ出典：電気自動車とは（経済産業省）]

●電気自動車と急速充電器 （市役所駐車場入口）



②脱炭素まちづくりの推進

○環境配慮型の市街地整備

都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の中心市街地整備などにおいて、再生可能エネルギーの導入促進や緑化の推進など、環境配慮型の市街地整備を推進します。

また、再開発等の機会を捉え、環境に配慮した市街地再開発事業の実施について、施行者（組合）の指導、支援のため、スマートシティ*等の整備手法について調査、研究を行います。

○公共交通の利便性の向上

人が移動する際に自家用自動車から鉄道、バス等の公共交通機関を利用するようになることで、温室効果ガスの排出量の削減につながります。しかし、代表交通手段別の分担率を見ると、依然として環境負荷の高い自動車に依存している状況です。こうしたことから、公共交通をこれまで以上に利用しやすい移動手段とするため、利用環境の改善や利便性向上に関する取組を推進します。

鉄道については、新たな鉄道の本市への延伸等の検討を行うとともに、鉄道駅へのホームドアの設置を推進します。また、鉄道事業者に対して輸送力増強の要請を行います。

路線バスについては、障がい者や高齢者が乗り降りしやすいノンステップバス*の導入や、バス停留所における待合環境の向上を図るための上屋やベンチの設置を推進します。また、バスセンターの機能拡充について検討を進めます。

さらに、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスである「MaaS」を推進することにより、公共交通の利便性向上、利用促進を図ります。

コラム MaaS

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

[出典：国土交通省ホームページ]



○サイクルアンドバスライドの推進

最寄りのバス停留所まで自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に到達することが容易にできるよう、バス停留所に隣接して駐輪場を設置する「サイクルアンドバスライド」を推進します。

○公共交通の利用を促進する普及啓発の実施

市民一人一人の公共交通に関する意識の醸成を図るため、子どもや高齢者向けの路線バスの乗り方教室や、企業における通勤での公共交通の積極的な利用の啓発など、モビリティ・マネジメント*の取組を実施します。

○自転車の利用促進と環境整備

交通手段としての自転車利用を促進するため、特に自転車利用者が多い地域や施設周辺を中心に自転車走行空間整備を推進し、安全で快適な自転車走行空間の整備を行い、誰もが安心して利用できる交通環境の創出を図ります。

○市内の円滑な道路体系づくり

市内の交通集中・混雑を緩和し、CO₂排出量を低減するために、交通混雑発生箇所の解消や高規格幹線道路等の整備に併せた道路整備を推進します。

コラム サイクルアンドバスライド

「サイクルアンドバスライド」は、バス停留所に駐輪場が併設されていることで、バスをより利用しやすくし、自動車利用からの交通手段の転換を図る事業です。

自動車利用が減り、バスの利用が増えると、自動車からのCO₂排出量が削減されるのはもちろんですが、交通混雑の緩和にもつながります。また、駐輪できるスペースが増えることで、放置自転車の削減効果も期待されます。

●松蓮寺バス停前自転車駐車場



③ごみの減量化・資源化の推進

○ごみ減量化・資源化の推進

持続可能な循環型都市を実現するため、ごみの減量化と資源化を推進し、資源とごみの適正排出及び食品ロス*の削減に重点的に取り組みます。

○3R 運動の推進

市民のごみ減量化や適正な分別、資源化に対する意識を高め、3R〔発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）〕を推進し、ごみの発生を限りなく少なくすることを目指すとともに、ごみを排出する自覚と責任を持つことやごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

○事業系ごみ対策の推進

企業等の事業活動に伴うごみの適正排出を推進するため、事業者及び一般廃棄物処理業許可業者への指導・協力体制を整備するとともに、多量排出事業所への減量化・資源化指導を始め、分別の徹底、ごみ集積所への不適正な排出の禁止等の適正排出のルールを定めた条例を適正に運用し、ごみ減量・分別排出の啓発を行います。

○ごみの減量化・資源化の公表

ごみ減量化・資源化の効果を点検・評価し、結果を公表します。

○廃食用油*回収の推進

家庭から回収した廃食用油は、家畜飼料や工業製品の原料などにリサイクルしています。そのため、廃食用油のリサイクルについて周知を進め、資源としての回収の推進を図ります。

○せん定枝等の活用

家庭から排出されるせん定枝等の回収を推進し、堆肥として有効利用を図ります。

コラム 食品ロスの削減の取組「3010 運動」

3010運動とは、飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう！という運動です。日本の食品ロスは推計で年間約646万トンにもなります。これは日本の食用の魚介類の量（2012（平成24）年）とほぼ同じ量になります。厚木市でも推計年間約6,000トンもの食品ロスが発生しています。

厚木市では、飲食店・ホテル・旅館などで3010運動に御協力いただけるお店を募集しています。

●厚木市 3010 運動 ロゴマーク

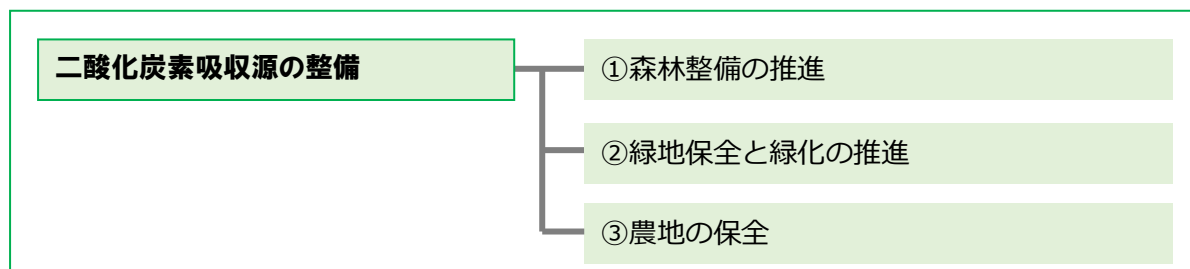


施策の柱3 二酸化炭素吸収源の整備

【取組の方向性】

CO₂吸収源としての森林を保全・活用するために、持続的な森林経営の実現に向けて、林業事業者や関係機関、民間団体等と協力し、厚木市産木材利用の促進や森林の適正管理、人材確保、緑地保全制度の活用などを進めます。

さらに、農地においても、遊休農地を解消するとともに、地域や農業従事者、関係団体等と連携し、優良農地の保全及び持続的な活用を図ります。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 地域環境の改善
 - ・ 豊かな水と緑のある憩いの空間の確保
 - ・ 自然を生かした街の魅力の向上
 - ・ 緑地や廃熱利用によるヒートアイランド現象*の緩和、熱中症の予防
- 地域環境の保全
 - ・ 生物多様性*の保全
 - ・ 良好な景観の保全

【指標】

指標	現状値・基準値	目標
森林整備面積	47 ha (2019 (令和元) 年度)	102 ha (2030 (令和 12) 年度)

【取組内容】

①森林整備の推進

○厚木市産木材の活用促進

森林が有するCO₂吸収機能の向上や吸収したCO₂の固定に加え、市内林業の再生に向けた仕組みづくりという観点から、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木市産材の活用を図ります。

○公共施設への県産木材活用の推進

木材需要を喚起するため、市の公共施設整備における県産木材の活用を推進します。

○間伐材等の活用検討

間伐材や製材端材などの有効利用について、供給側の林業事業者や製材業者、需要側の小・中学校などの公共施設が協力し、安定的に需給できる仕組みづくりを検討します。

○森林の維持管理の推進

森林を保全・再生し、CO₂吸収等の公益的な機能を確保するために、「森林整備計画」及び「元気な森づくり整備計画」に基づく維持管理を推進し、持続可能な森林経営の実現を目指します。

また、森林の多面的な機能について市民への周知を図るとともに、森林づくりの体験教室の実施や森林保全活動ボランティア団体の発掘、育成を推進します。

○森林整備・管理の人材確保

CO₂吸収源としての森林の適切な管理を行うための人材を確保するために、市民や事業者働き掛け、森林管理の作業内容（難易度）に応じた人材の確保を行います。

また、引き続き、林業就労への誘導や、林業就労希望者の森林組合へのあっせん、研修・体験機会の提供等を推進します。

コラム 森林による二酸化炭素の吸収

森林によるCO₂排出量削減等の効果（森林の林木（幹・枝葉・根）による平均的な炭素吸収量（20年生の場合））が次のとおり見込まれます。

効果例	
スギ植林	: 約12.1 t-CO ₂ /ha・1年
ヒノキ植林	: 約11.3 t-CO ₂ /ha・1年
天然林広葉樹	: 約 5.1 t-CO ₂ /ha・1年

②緑地保全と緑化の推進

○屋上・壁面緑化*等の推進

建築物の遮熱に効果的で、ヒートアイランド対策や空調の省エネルギーにつながる屋上緑化*や壁面緑化、緑化ブロック*に関する情報提供を行います。

○緑地の保全

CO₂吸収・固定源としての樹木・緑地の増加やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観・生活環境の形成等に寄与する街中のまとまった緑地を確保するために、斜面緑地や特別緑地保全地区*を始めとする既存の緑地保全制度の活用などを行います。

○敷地内緑化等の推進

民有地の敷地内緑化やビオトープ*づくり等の促進に向けて、工法の紹介等を実施するとともに、公共施設の敷地内緑化を推進します。

○緑化意識の高揚

花やみどりに親しむ気持ちを育むために、緑のまつりなどのイベントを開催するとともに、市民・団体等によるイベントを可能な限り支援します。

コラム 緑化により見込まれる効果例

緑化によるCO₂排出量削減等の効果が次のとおり見込まれます。

取組例	効果例
屋上緑化の導入 ※屋上緑化の土厚を130~200mmとした場合（東京都での測定結果）	約25℃の屋上表面温度の低減 （階下天井温度1~3℃低減）
壁面緑化の導入 ※ユニット植栽を設置した場合（東京都での測定結果）	約10℃の壁面表面温度の低減

③農地の保全

○遊休農地の解消

緑地としての保水性や良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について、新たな担い手の育成や遊休農地の解消を図りながら、持続的な活用を促進します。

○市民農園の推進

農地の有効利用を図るとともに、市民に憩いと安らぎの場を提供する市民農園を推進します。

○市内農業の活性化

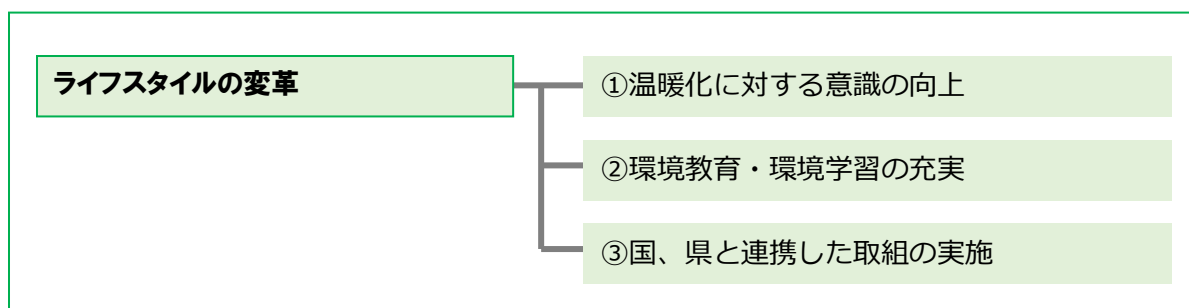
食の安全の確保や農産物の輸送にかかる CO₂ 排出量の削減につながる地産地消を推進し、市内農業の活性化を図るために、引き続き、朝市や夕焼け市の開催、市民農園の推進などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を引き続き推進します。

施策の柱4 ライフスタイルの変革

【取組の方向性】

地球温暖化を防止するために、市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体一人一人の行動や活動における配慮の積み重ねが重要です。そのため、民間団体等とも協力しながら、地球温暖化に関する理解を深め、取組への意識を高めるための情報提供や体験・交流機会の創出、環境教育・環境学習などを進め、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図ります。

また、地球温暖化の緩和は、市だけで取り組んでいるものではありません。国、県はもちろん世界中で取り組まなければ達成できません。市は、国や県が実施する対策に積極的に同調し、取り組むことにより、相乗効果を期待します。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 生活の質の向上・健康福祉
 - ・高断熱住宅による健康・快適性の向上
- 日常生活のリスク低減
 - ・高断熱住宅によるヒートショック*の防止
 - ・地域内エネルギー自給率の向上

【指標】

指標	現状値・基準値	目標
市民アンケートの数値 「地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合」	76.2% (2020(令和2)年度)	90% (2026(令和8)年度)

【取組内容】

①温暖化に対する意識の向上

○地球温暖化に対する社会情勢の啓発

日常生活の中では感じる機会があまりないものの、地球温暖化対策の重要性は年々増加しています。特に国際的な企業活動においては地球温暖化対策が必須となっており、意識の転換が必要です。そのため、世界中の様々な動向について情報収集し、啓発を行います。

○地球温暖化が引き起こす環境変化への理解向上

地球温暖化が将来引き起こす地球環境への影響は、容易に実感できるものではありません。そのため、自分の身に起こる問題として認識できるよう周知方法を工夫し、理解向上に努めます。

②環境教育・環境学習の充実

○子どもに対する環境教育

地球温暖化対策は、長期間にわたり実施し続ける必要があるため、子どもの頃からの環境教育に力を入れます。

○環境学習講座等の実施

地球温暖化は、全ての人意識して対策を実施しなければ目標を達成することはできません。そのため、誰もが興味を持つことができるよう、工夫して気軽に参加できる環境学習講座を継続します。

コラム ソーラークッキング

ソーラークッキングとは、太陽の熱を利用して料理をすることです。

ソーラークッカーという器具を利用し、太陽光を集めて熱することで調理を行うため、自然エネルギーのみを利用したエコな調理法です。

ソーラークッカーは、段ボール等、紙素材で作れるものもあり、環境学習素材としても利用されています。

●ソーラークッキングの様子



[写真提供：宇宙キッチン]

○エネルギー教育の充実

公共施設に導入される太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や高効率機器等省エネルギー設備を通じて、次世代を担う小・中学生に、地球温暖化問題や再生可能エネルギー導入・省エネルギーの必要性などを、より身近な問題と認識できるよう、環境・エネルギー教育の機会を創出します。

○多様な環境教育の推進

地域の自然環境を活用し、里山・棚田などの生活文化や自然とのふれあいなどを体験する学習メニューや、市内小学校の児童を対象とした河川環境学習の実施、市内事業者や大学の施設を利用した学習メニューを設けるなど、多様な環境教育の機会を創出します。

③国、県と連携した取組の実施

○国、県の事業への同調

地球温暖化の緩和への対策は、市だけで取り組んでいるものではありません。国、県はもちろん世界中で取り組まなければ達成できません。市は、国や県が実施する対策に積極的に同調し、取り組むことにより、相乗効果を図ります。



第6章 気候変動への適応

1 気候変動適応に関する基本的方向

(1) 適応の必要性・意義

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

地球温暖化その他の気候変動に対処し、「緩和策」に取り組むことはもちろんのこと、既に起きつつある、あるいは将来起こりうる気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むことも重要になってきています。

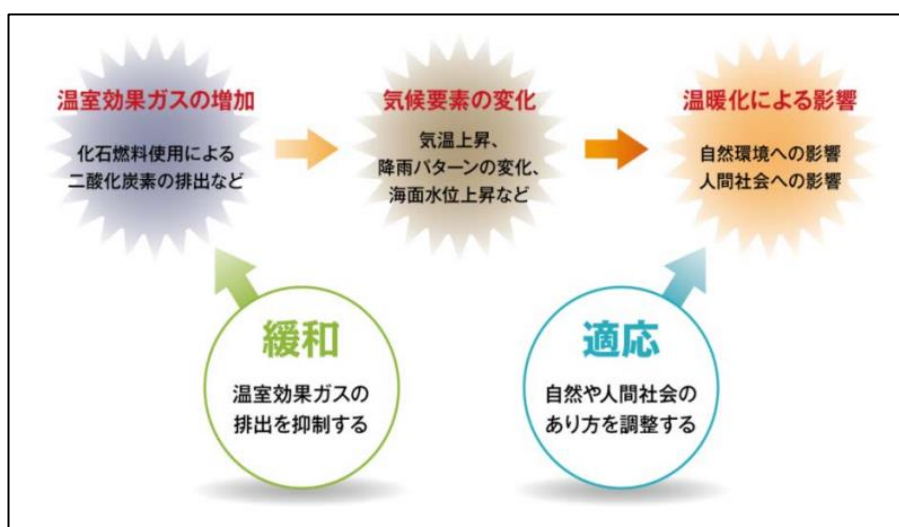


図 緩和と適応の関係

[出典：地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン（環境省）]

(2) 地方公共団体の基本的役割

2018（平成30）年6月、「気候変動適応法（以下「適応法」という。）」が成立し、同年12月に施行されました。適応法では、地方公共団体の責務として、「その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」（第4条第1項）及び「その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図ること」（第4条第2項）が定められています。

また、都道府県及び市町村が、それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画（以下「地域適応計画」という。）の策定に努める（第12条）とされており、本章はそれに該当するものです。

地域適応計画では、気候変動の影響は幅広く多様であることから、全体で整合のとれた取組を推進することが求められる一方、地域における優先事項を明らかにし、適応を効果的かつ効率的に推進していくことが求められます。

2 気候変動の影響

(1) 世界的な影響

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり0.74℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

世界の年平均海面水温（全球平均）は、長期的な傾向は100年当たり0.55℃の上昇となっています。また、世界の平均気温の上昇に伴い、北極域の海水域面積が1年を通じて減少し、厚さが薄くなり続ける可能性が非常に高いと予想されています。

これらの気候変動による影響は世界の様々な場所で、水環境・水資源、水害、自然生態系、食料、健康や国民生活・都市生活といった複数の分野に現れています。

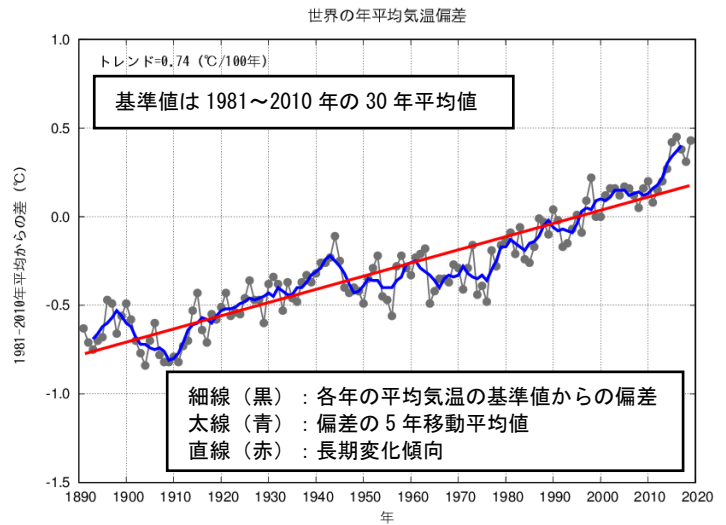


図 世界の年平均気温偏差

[出典：気象庁、2019年]

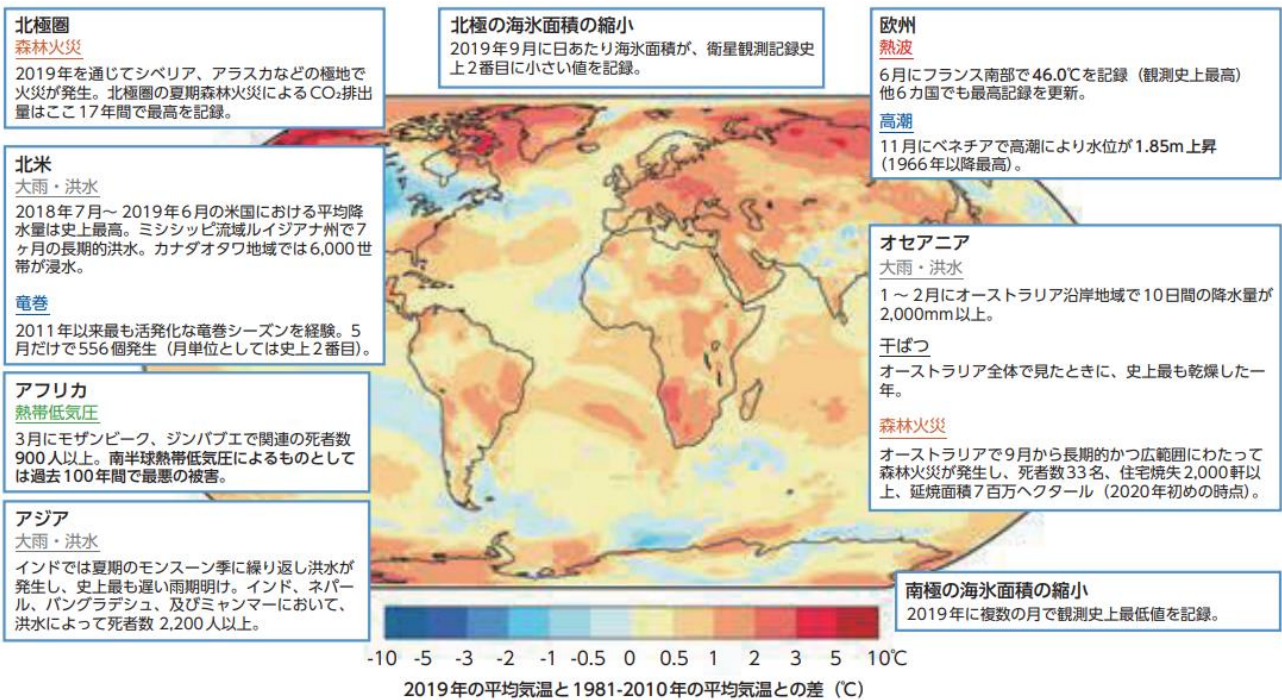


図 2019（令和元）年の世界各地の異常気象

[出典：令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）]

(2) 日本への影響

日本の年平均気温は、世界的な動向と同様に、様々な変動を繰り返しながら上昇しています。長期的には 100 年当たり 1.24°C の割合で上昇しており、世界より早いペースで気温が上昇しています。

さらに、日最高気温 35°C 以上の猛暑日の年間日数は、100 年当たり 1.8 日増加しています。また、最近 30 年間（1990（平成 2）～2019（令和元）年）における猛暑日の平均年間日数（約 2.3 日）

は、統計期間の最初の 30 年間（1910（明治 43）～1939（昭和 14）年）

における平均年間日数（約 0.8 日）と比べて約 2.9 倍に増加しています。

また、全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数も増加しています（統計期間 1976（昭和 51）～2019（令和元）年で 10 年当たり 28.9 回の増加）。最近 10 年間（2010（平成 22）～2019（令和元）年）の平均年間発生回数（約 327 回）は、統計期間の最初の 10 年間（1976（昭和 51）～1985（昭和 60）年）の平均年間発生回数（約 226 回）と比べて約 1.4 倍に増加しています。

日本でも、気候変動の影響として、ここ数年、豪雨・台風（2018（平成 30）年の西日本豪雨や台風 21 号、台風 24 号、2019（令和元）年の台風 15 号、台風 19 号など）による被害が全国各地で発生しました。また、近年、熱中症による緊急搬送人員数・死亡者数が大幅に増加しています。このような状況があり、ドイツのシンクタンクが発表した報告書『世界気候リスク指標 2020』において、2018（平成 30）年に気候変動による影響を最も受けた国として日本が挙げられています。

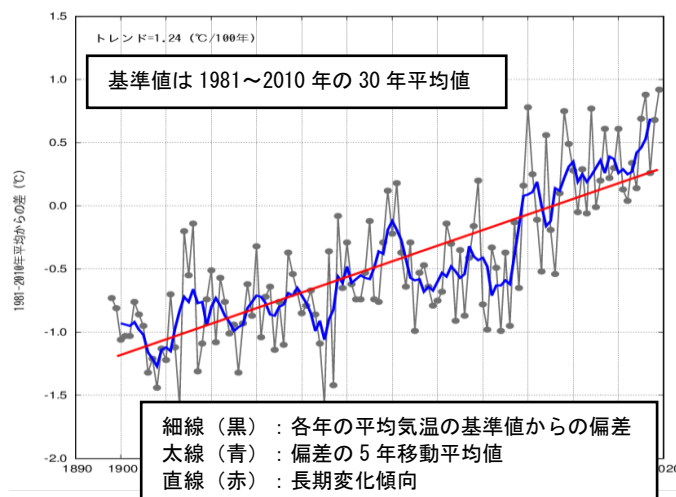


図 日本の年平均気温偏差

[出典：気象庁]

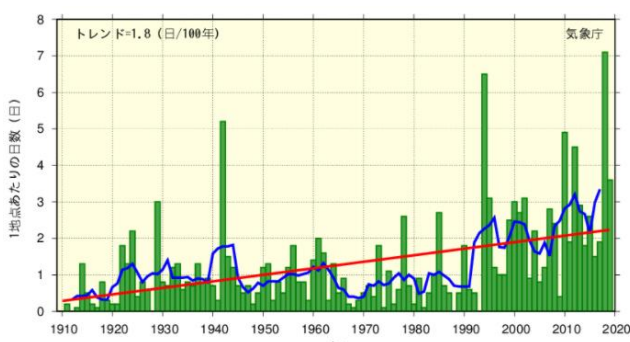


図 全国の猛暑日の年間日数

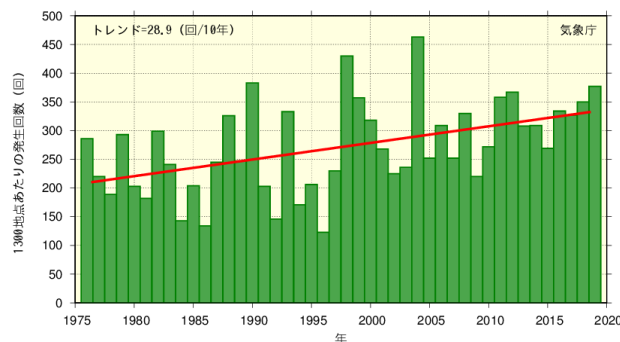


図 全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数

[出典：気象庁]

(3) 本市への影響

本市の気温の推移（1997（平成9）年～2018（平成30）年）を見ると、平均気温と最高気温は、それぞれ1℃近く高くなっています。降水量は、全体としては増加傾向が見られますが、年ごとの変化が大きくほぼ横ばい状況といえます。

神奈川県気象変化の将来見通しをまとめた「気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—」（2019（平成31）年3月、関東管区気象台）による神奈川県の気象変化の将来見通し（現行気候（1980（昭和55）年～1999（平成11）年）と将来気候（2076（令和58）年～2095（令和77）年）の差の予測）によると平均気温は約4℃上昇、猛暑日が40日増加、1時間の降水量が50mm以上の発生回数や日数の増加、無降水日の発生回数や日数の増加などが予想されています。

本市においても、気候変動の影響として、豪雨・台風による自然災害、熱中症などの健康被害が増加しており、今後、農業などの産業や自然生態系への影響が拡大していくことが懸念されます。

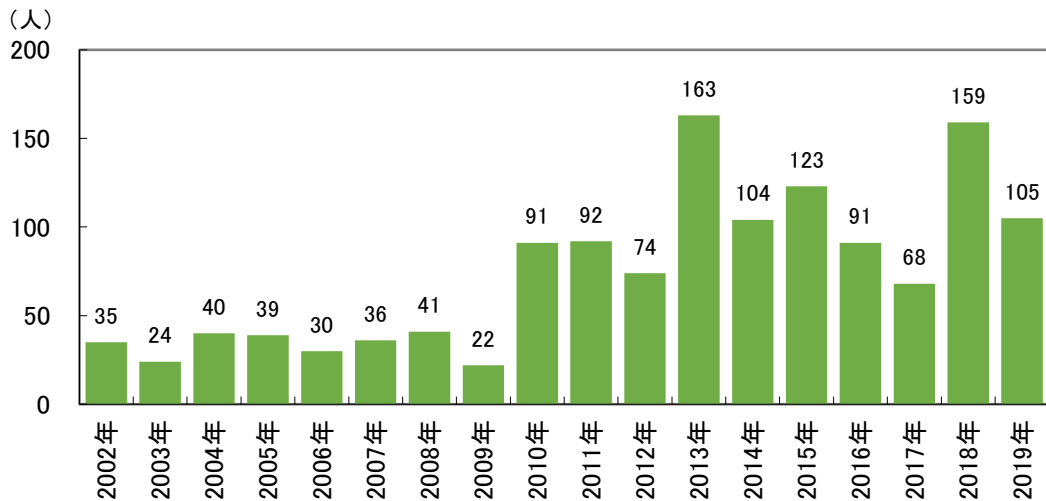


図 厚木市 熱中症搬送人員

こんな人は特に注意
 持病のある人は記入しておく
 と医療機関で適切な治療を受
 けることができます

熱中症の予防法
 暑いときには無理をしない
 日陰・帽子
 涼しい服装
 こまめに休憩
 こまめに水分・塩分を補給
 日陰を利用

熱中症予防カード
 こんな症状があったら
 熱中症を疑いましょう

軽
 中
 重

めまい
 立ちくらみ
 筋肉痛
 汗がとまらない

意識がない
 けいれん
 高い体温である
 呼びかけに対し返事がおかしい
 まっすぐに歩けない、走れない

頭痛
 吐き気
 体がだるい(倦怠感)
 虚脱感

環境省

既往歴	平熱
服用薬	その他
連絡先	

この印刷物は、印刷済の紙へリサイクルできます。

図 環境省 熱中症予防カード

[出典：環境省ホームページ]

3 施策（適応策）

（1）前提となる考え方

適応策は、市民の生命及び財産に直接的な影響を与えることが懸念される分野や、自然環境及び社会全体に影響を与えるおそれがある分野を対象に、国や県との役割分担の下、本市として取り組むべき気候変動の影響の回避・軽減等を図る対策を示すこととします。

（2）施策

適応策は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等といった地域の特徴に応じた取組が求められると同時に、網羅すべき分野は広範にわたるため、全ての分野において情報収集し、対策を講じるためには、国・県・近隣市町村・専門機関や団体等と協力し、連携体制を構築する必要があります。

本市では、具体的には、主な三つの分野を定め、気候変動に対する適応に資する対策を講じるとともに、既存事業等との連携等により、継続的・発展的に取り組みます。

分野 1：自然災害に対する適応策

分野 2：健康被害（暑熱・感染症）に関する適応策

分野 3：農業・生態系に関する適応策

分野1 自然災害に対する適応策

【懸念される影響】

- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、雨水排水施設的能力超過等による浸水や河川の氾濫リスクが高まるおそれがあります。
- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、土砂災害等の被害が拡大するおそれがあります。

【取組内容】

●各種ハザードマップの周知

激甚化する災害に備えるため、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等を反映し、避難所や避難情報等を記載したオールハザードマップを作成し、市民へ周知します。

●豪雨時の市内浸水情報・避難情報の充実

豪雨等による河川の氾濫や土砂災害など、風水害による災害発生のおそれがある場合に、市は、災害の危険度に応じて避難情報を発令します。

情報発信については、防災行政無線放送やホームページ、ラジオ等を用いて、市民へ早めの避難を呼びかけます。

●公共下水道の整備

本市では、下水道における浸水対策として、5年に1度の大雨(1時間当たりの雨量51mm)を対象とした雨水管整備を進めています(合流区域については、1時間当たりの雨量40mm)。

しかし、下水道が整備された地域においても整備水準を上回る局地的集中豪雨が頻発し、浸水被害が発生しているため、被害を最小化するための地域一体となった減災対策が必要となっています。

現在、雨水管整備率は69.1%(2019(平成31)年4月1日現在)となっていますが、安心・安全なまちづくりに向け引き続き、上依知・岡田・愛甲地区を始めとした浸水想定区域の雨水管整備事業を進めます。

また、都市化の進展が浸水被害発生の一因であることから、総合的な浸水対策として、雨水の流出を抑制する対策の推進などを行い浸水被害の軽減に努めています。

●良好な水辺環境の保全

緑の増加や、コンクリート面を減少させることによるヒートアイランド現象の緩和のために、既存施設の自然度向上として河川沿いの緑化や、護岸・河床の多自然化に向けた再整備等を推進します。

分野2 健康被害(暑熱・感染症)に関する適応策

【懸念される影響】

- ・気温上昇により、熱中症搬送者数が増加、熱ストレス超過死亡者数の増加や、感染症を媒介する蚊等による感染症のリスクの増加が予測されます。

【取組内容】

●熱中症予防方法の周知

熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。一人一人が熱中症を正しく理解することが大切です。体調が悪くなったら、熱中症を疑い、服装を緩めるとともに、水分・塩分補給などをしっかりと行い、安静にするなどの熱中症対策を市民に周知します。

市ホームページ及び広報あつぎでの情報提供、公共施設での予防啓発ポスターの掲出、リーフレット等の啓発物品の配架、駅前のデジタルサイネージ（あつナビ）での注意喚起の映像の放映など、熱中症予防の啓発を行います。



熱中症予防ポスター

●メール・ホームページなどによる熱中症注意情報の提供

暑さ指数を基に、防災行政無線による放送などにより注意喚起を行います。

熱中症患者数は増加傾向にあり、熱ストレス超過死亡者数の増加が懸念されることから、市ホームページなどで注意喚起を行います。

●デング熱等が確認された際の適切な措置

デング熱*等が確認された際には、平成29年4月28日改訂（国立感染症研究所）「デング熱・チクングニア熱*等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」を参考に、神奈川県と連携し、感染拡大防止に向けた取組を実施します。

分野3 農業・生態系に関する適応策

【懸念される影響】

- 地球温暖化により、高温による水稻の品質低下や果樹の生育障害が予測されています。
- 永年性作物である果樹は、気候に対する適応性の幅が狭く、気候変動に弱い作物とされており、気温上昇により果樹の開花が早まることで、春の急な低温により花やつぼみなどが凍る霜害のリスクが増大することが予測されます。
- 気候変動による生態系の変化、種の分布域の変化、ライフサイクル等が変化するおそれがあります。

【取組内容】

●市内農家からの情報収集

地球温暖化に伴う高温による作物の変化についての状況を把握するために、市内農家から情報収集を行います。

●市内農家への情報提供

高温障害を軽減するため、技術試験や対策技術の情報収集を行うとともに、農家への技術支援を行います。

●台風、豪雨の影響による農作物に係る損害への対策

高温障害対策のため機械・設備の導入や豪雨等による被害対策など、農業の安定的な発展に向けた経済的支援を行います。

●市内における生物の生息状況のモニタリング

気候変動の将来予測には不確実性があるため、市内の気温、水質等のデータを継続的に測定する必要があります。そのため、市内の大気測定局における大気の測定、市内の河川における水質の測定等、市民団体等とも協力し、気候に関するモニタリングを行います。

また、市内の生物の生息状況について、市民から情報収集を行うとともに、自然保護団体と協力して経年変化を観察します。



第7章 計画の推進体制と進行管理

1 体制

本計画をより実効性の高いものとするため、市・事業者・環境保全等活動団体・市民が連携して計画的な地球温暖化対策を行う必要があります。

そのため、市民・事業者・学識経験者等からなる「厚木市環境審議会」を本計画の点検・評価の中心的な役割を果たす組織とします。厚木市環境審議会は、計画の点検・評価を確認し、取組の見直しを提言します。

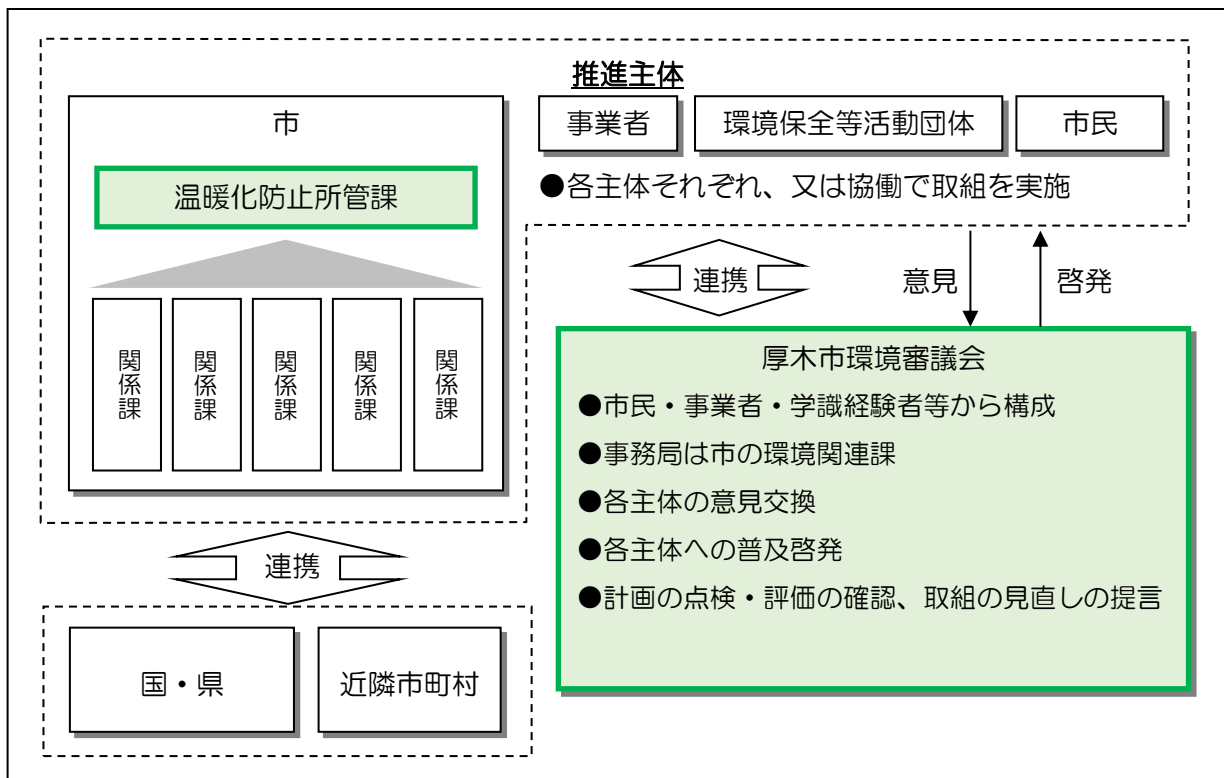


図 計画の推進体制

2 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクル*に基づき、取組の実施・評価、取組内容の見直しの進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

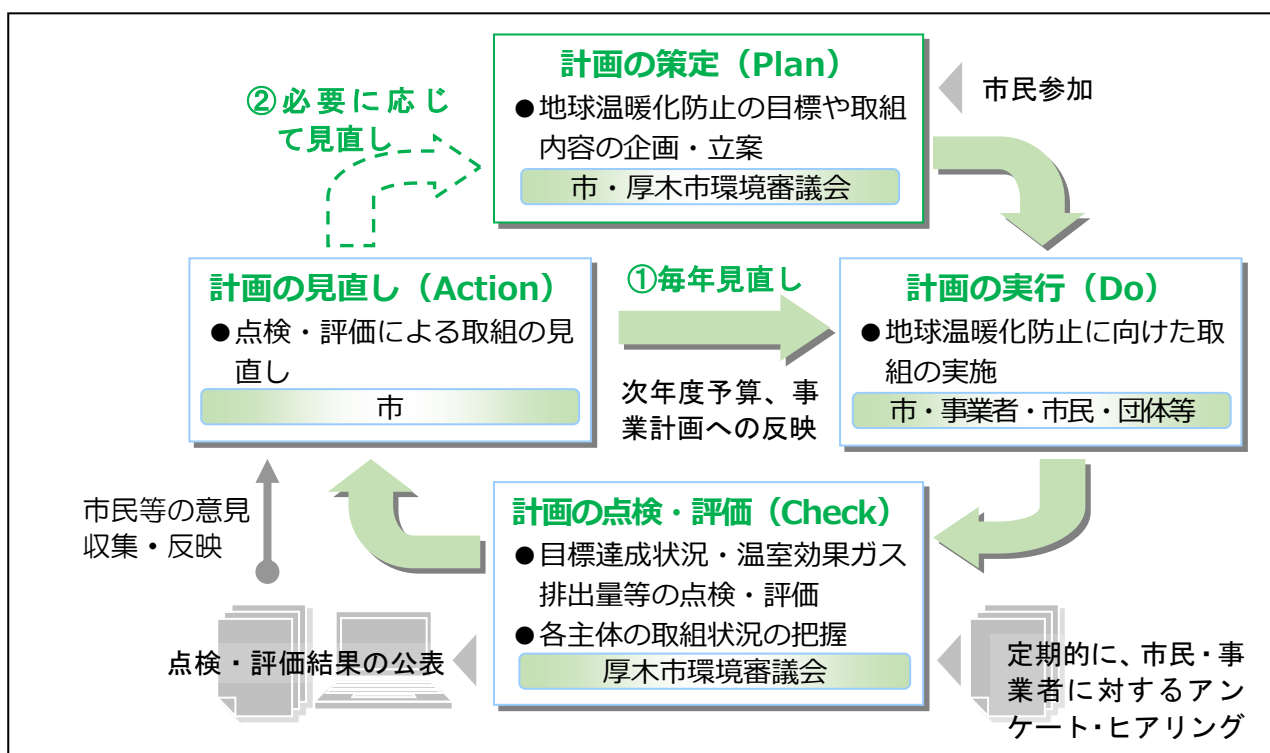


図 PDCA サイクルによる進行管理の流れ

計画の策定 (Plan)

地球温暖化防止の取組内容の企画・立案を行います。本計画がこれに当たります。

計画の実行 (Do)

計画及び年度ごとの事業計画に基づき、市・事業者・環境保全等活動団体・市民が、個々に又は協働で地球温暖化対策の取組を行います。

計画の点検・評価 (Check)

市（温暖化防止所管課）が、毎年、施策の進捗状況、目標達成状況、各主体の取組状況、温室効果ガス排出量の推計を把握し、厚木市環境審議会が点検・評価をします。また、取組状況等の把握のために、定期的に市民・事業者にアンケート又はヒアリングを実施します。

点検・評価の結果は、ホームページ等で公表することで、地球温暖化に対する市民等の関心を高めます。点検・評価結果に対する市民等の意見も収集し、見直しにいかします。

計画の見直し (Action)

点検・評価の結果はもとより、地球温暖化に関する国や県の動向等も踏まえ、厚木市環境審議会の点検・評価結果を受け、市が、事業の細部の見直しを行います。見直しの結果は、次年度予算及び事業計画に確実に反映するように努めます（図の①）。また、必要に応じて本計画の見直しを行います（図の②）。



資料編

資料1 本計画の改定経過

1. 厚木市環境審議会（令和2年度）

（1）名簿

役職名	氏名	選任区分
会長	海老澤 模奈人	東京工芸大学 工学部教授
職務代理	池澤 勝海	厚木市自治会連絡協議会理事
委員	青砥 航次	NPO法人 神奈川県自然保護協会副理事長
委員	井上 真弓	松蔭大学 看護学部教授
委員	内海 則行	厚木市農業協同組合 生産組合長会副会長
委員	大場 泰孝	厚木愛甲獣医師会会長
委員	河合 美津子	森の里地区民児協会会長 厚木市民生委員 児童委員協議会会計
委員	清瀬 千佳子	神奈川工科大学 健康医療科学部教授
委員	坂口 達郎	厚木瓦斯(株) 産業営業部長
委員	坂本 広美	神奈川県環境科学センター 調査研究部長
委員	十鳥 和美	神奈川県 自然環境保全センター 研究企画部 自然再生企画課長
委員	詫間 満雄	厚木市環境保全指導員 連絡協議会
委員	内藤 千春	東京電力 パワーグリッド(株) 平塚支社次長
委員	長岡 恂	厚木植物会会長
委員	野口 基一	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（公募市民）
委員	葉山 神一	厚木商工会議所 専務理事
委員	松林 尚志	東京農業大学 農学部教授

（2）会議開催日・内容

回	開催年月日	主な検討内容（本計画関連内容のみ抜粋）
第1回	令和2年7月3日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定方針 地球温暖化対策計画（区域施策編）の骨子
第2回	令和2年9月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 将来像及び行動指針 温室効果ガス排出量の推計方法について 温室効果ガスの削減目標 施策体系
第3回	令和2年10月9日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 長期目標の検討の背景について 地球温暖化対策実行計画取組 気候変動への適応
第4回	令和2年11月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 厚木市地球温暖化対策実行計画の答申について

(3) 厚木市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

令和2年7月3日

厚木市環境審議会
委員長 海老澤 模奈人 様

厚木市長 小林 常良

厚木市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

人類共通の重要課題である地球温暖化の緩和及び気候変動の影響に対し適応していくため、厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定することについて、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

(4) 厚木市地球温暖化対策実行計画の改定について（答申）

令和2年11月18日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会
会長 海老澤 模奈人

厚木市地球温暖化対策実行計画の改定について（答申）

令和2年7月3日付けをもって諮問のありました厚木市地球温暖化対策実行計画を改定することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

地球温暖化に関する国際的な情勢は、この数年で大きく変わってきている。

2015年に合意された国際枠組み、パリ協定の長期目標である世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えることについて、様々な主体が努力を重ねている。

特に、産業界では、ESG投資の伸びを背景にRE100、SBTなどの気候変動イニシアティブに参加する企業が増加するなど、企業活動において地球温暖化対策が必須となっている。

こうした中、国内では、今年の10月26日に菅内閣総理大臣の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す宣言があった。

厚木市では、平成 29 年度に策定した厚木市環境基本条例において基本施策として「地球温暖化の防止等に関する施策を推進する」ことを明確にして取組を進めているところである。

しかしながら、台風等による水害の激甚化は、地球温暖化が関係していると言われてるように、影響は既に顕在化しており、昨年度実施した環境に関する市民アンケートでは、気候変動の影響への適応と地球温暖化対策の推進を求める声が大きく、厚木市においても地球温暖化への意識が高まっていると言える。

示された計画改定の案において、気候変動適応計画としての性質を持たせたことは、市民の声を捉えて対応したものと評価できる。

なお、計画の策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、更に市民の声を反映させた計画となるよう努められ、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、取組を実施する中でいかされることを望む。

1 全体について

地球温暖化については、世界的情勢のほか国内の動きを紹介し、厚木市がどのような状況に置かれているか市民に分かるようにされたい。

2 将来像について

地球温暖化対策を進め、将来ありたい都市の姿を表す将来像を「市民協働で目指す脱炭素社会」としたことは、世界的に脱炭素を目標としている潮流を取り入れたものであり、計画終了時には、市民が一丸となって取り組んでいる理想的な状態を示している。

なお、脱炭素社会は、2050 年を目途に目指すものであり、近々に達成するべき目標と誤解されることがないように説明を尽くされたい。

3 温室効果ガス排出量推計について

温室効果ガス排出量については、環境省が示す方法にのっとり、これまで独自に推計をしてきたところだが、必要な統計データの構造の変化等により増減の原因を特定できないことや推計に必要なツールの公開の遅れを原因として推計結果の遅延が慢性化しているといった課題があることは、以前から報告があったところである。

特に、電力自由化により市内の電力消費量に係るデータの提供を受けられなくなったことから確実性の高い推計をすることが困難となった現状を考慮すると、環境省の公表データを使用することが望ましい。

4 中期目標について

計画期間の 2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 27%削減するという現在の目標を継続することに異論はないが、国の目標より 1%高く設定していることを意識し、国や神奈川県との連携をこれまで以上に強め、確実に取り組まされたい。

5 長期目標について

2050年に達成する長期目標を「温室効果ガスの80%削減」から「二酸化炭素排出量の実質ゼロ」にすることについては、議論を進めてきたが、10月26日の菅内閣総理大臣の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す宣言があり、変更することが望ましいと考える。

なお、計画期間内は、中期目標達成を第一に取り組まれない。

6 施策体系について

(1) 施策の柱について

現計画と比べ6つの施策の柱を4つに減らしているが、市が温暖化対策として注力する項目が明確に示されたと考えられる。

また、新たに設定する指標は、その進捗を示すものとして適切なものを設定されたい。

(2) 施策について

再生可能エネルギーの普及を進める一方で、その廃棄に係る情報は十分周知されているとは言い難いため、その点にも目を向けられたい。

また、二酸化炭素吸収源と言われる森林の性質は、若い木が成長する過程で最も二酸化炭素を吸収することになるため、森林の更新について検討されたい。

(3) 取組について

具体的な取組結果は、毎年度報告書にまとめられるが、なるべく定量的な評価ができるよう、数値で表せる実績について検討されたい。

7 適応策について

新たに適応策の章を設け、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としての位置付けとすることは、市民のニーズに合致すると考えられるため、適切に進められたい。

また、気候変動に関する影響のモニタリングは、様々な主体から情報収集ができるようシステム化を検討されたい。

8 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

2. 厚木市地球温暖化対策実行計画推進庁内会議

(1) 名簿

役職名	職
リーダー	環境政策課長
サブリーダー	環境事業課長
	危機管理課長
	健康長寿推進課長
	環境施設担当課長
	農業政策課長
	農林・鳥獣対策担当課長
	産業振興課長
	都市計画課長
	交通政策担当課長
	下水道施設課長
	河川ふれあい課長
	公園緑地課長
	教育指導課長

(2) 会議開催日・内容

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	令和2年7月7日(水)	<ul style="list-style-type: none">・厚木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定方針及び骨子について・施策の体系について・改定スケジュールについて
第2回	令和2年10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none">・長期目標について・取組について

3. 改定案に対する意見募集

令和3年1月15日から2月15日まで、「厚木市地球温暖化対策実行計画(案)に対するパブリックコメント」を実施し、30件の御意見がありました。

資料2 事業所アンケート調査

1. アンケート調査の概要

事業者の方の地球温暖化対策に対する考え方や意見を、地球温暖化対策実行計画の改定の基礎資料として活用するため、以下の通りアンケート調査を実施した。

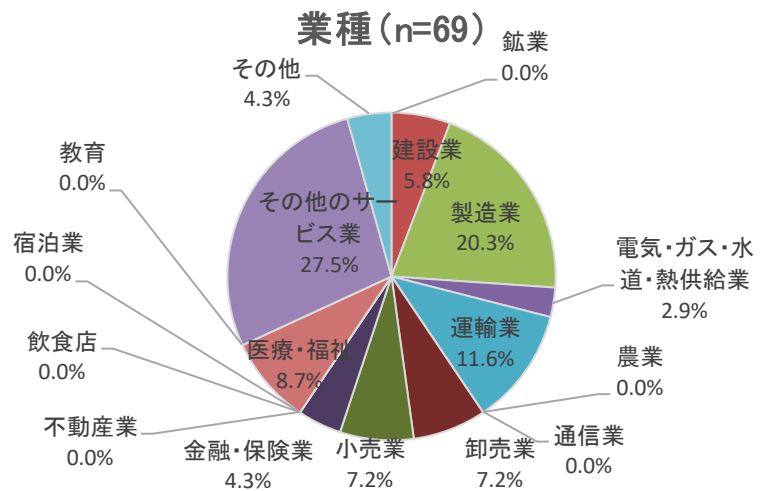
実施期間	令和元年12月16日 ～ 令和2年1月10日
調査対象	厚木市にある事業所（無作為抽出）
実施方法	アンケート調査（郵送配布、郵送回収）
配布数・回収数	配布：329（宛先不明等で届かなかったものを除く） 回収：71 回収率：21.6%

2. アンケート調査結果

回答者の属性

■業種

回答者の業種は、「その他のサービス業」の27.5%が最も多く、次いで「製造業」の20.3%、「運輸業」の11.6%であった。

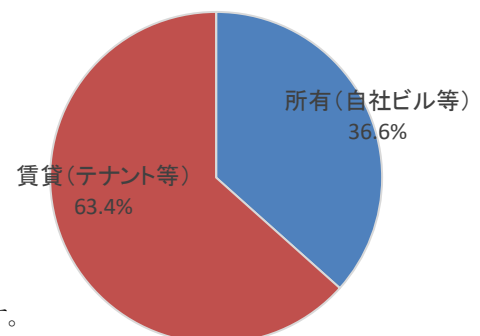


※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

■事業形態

回答者の業種形態は、「賃貸」が約6割、「所有」が約4割であった。

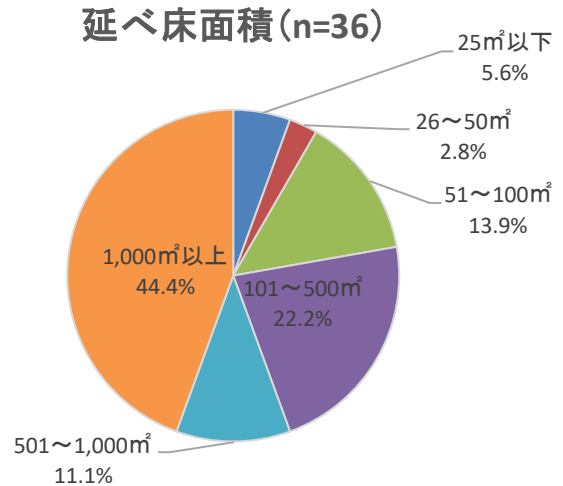
事業形態 (n=71)



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

■延床面積

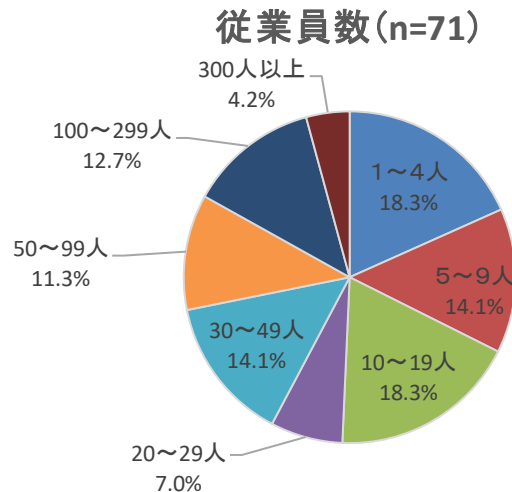
回答者の延床面積は、「1,000㎡以上」の44.4%が最も多く、次いで「101~500㎡」の22.2%である。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

■従業員数

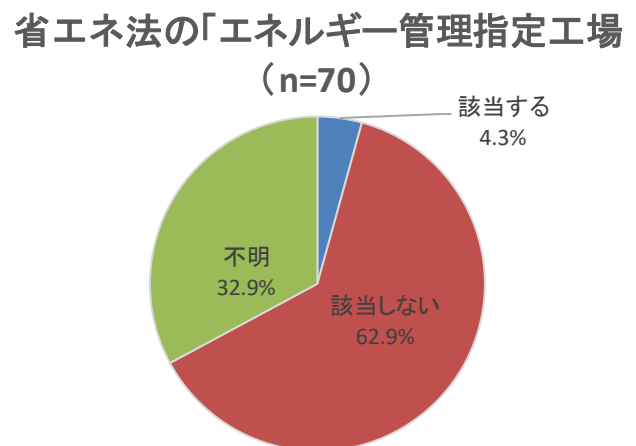
回答者の延床面積は、「1~4人」と「10~19人」の18.3%が最も多く、次いで、「5~9人」と「30~49人」の14.1%である。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

■省エネ法の「エネルギー管理指定工場」

回答者の「エネルギー管理指定工場」は、「該当しない」の62.9%が最も多く、次いで「不明」の32.9%、「該当する」の4.3%である。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

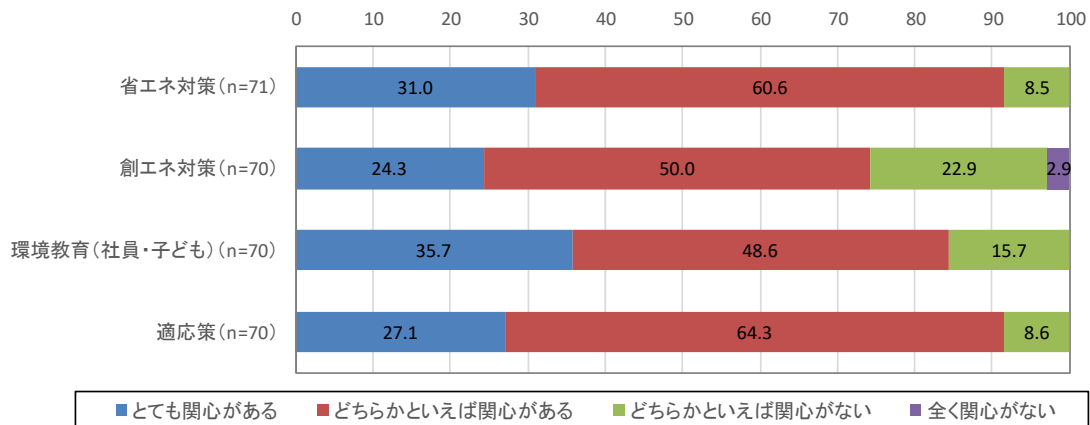
地球温暖化に関する関心

問 地球温暖化対策取組の関心について

4つの地球温暖化対策取組のうち、「省エネ対策」が最も関心（「とても関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」）が高かった。

一方で、「創エネ」が最も関心がなかった（「どちらかといえば関心がない」＋「全く関心がない」）。

地球温暖化化対策への関心

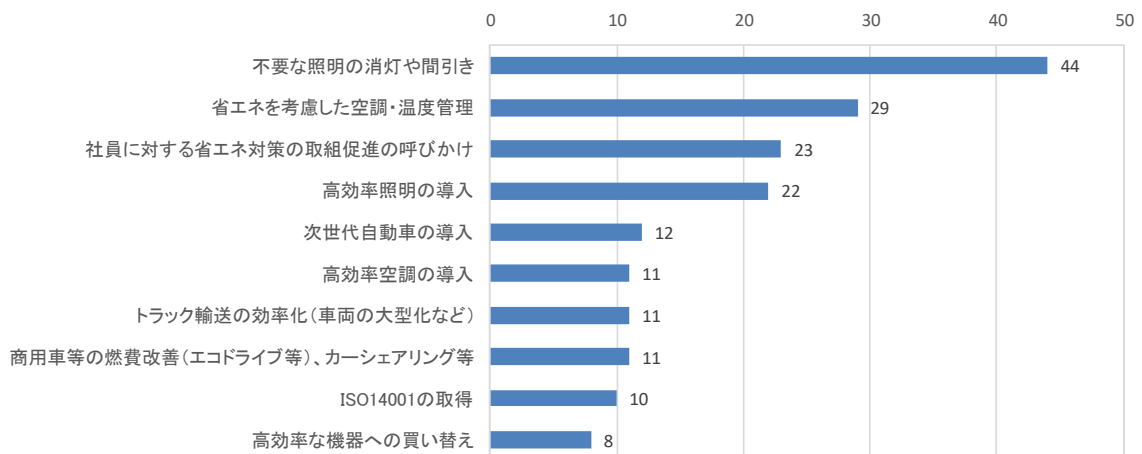


※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、100%とならない場合があります。

地球温暖化対策の取組状況

問 「地球温暖化対策」で事業所ができる取組として、既に実施・導入しているもの（複数回答）

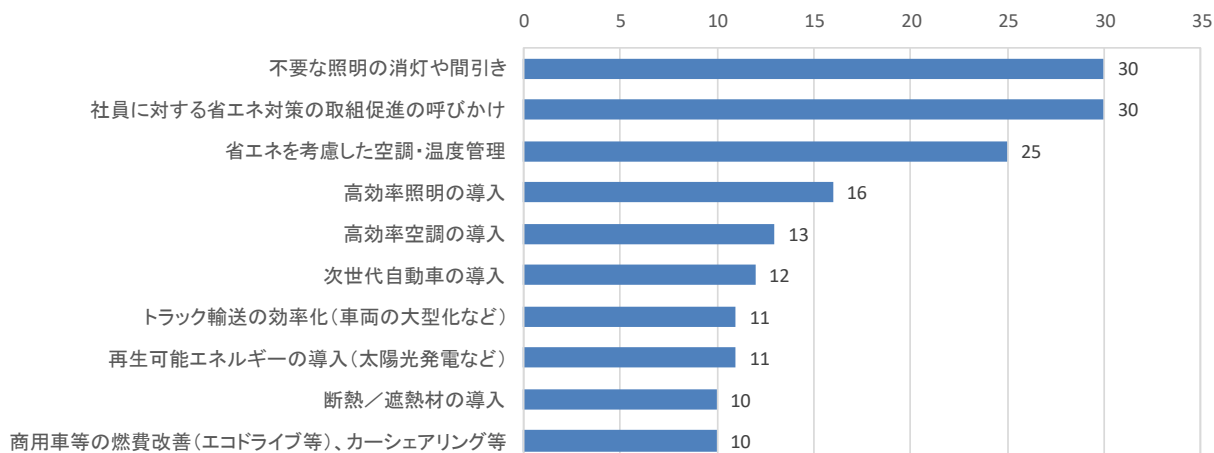
取組として最も回答が多かったのは「不要な照明の消灯や間引き」の44件、次いで「省エネを考慮した空調・温度管理」の29件、「社員に対する省エネ対策の取組促進の呼びかけ」の22件であった。



地球温暖化対策に係る今後の展望・課題

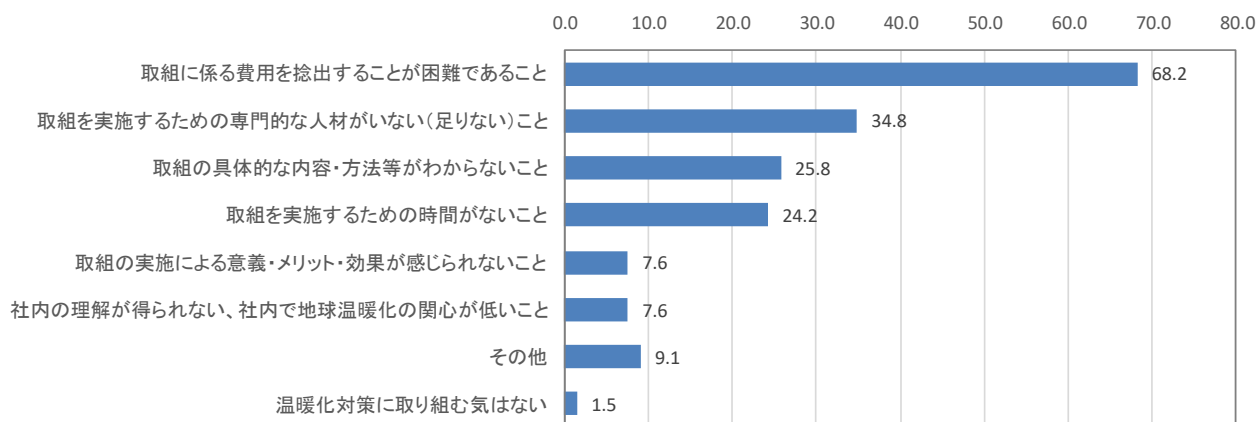
問 「地球温暖化対策」で事業所ができる取組として、今後、重点的に取り組んでいくもの（複数回答）

取組として最も回答が多かったのは「不要な照明の消灯や間引き」と「社員に対する省エネ対策の取組促進の呼びかけ」の30件であった。



問 事業所でより積極的に地球温暖化対策に取り組むにあたって、課題となることについて（複数回答）

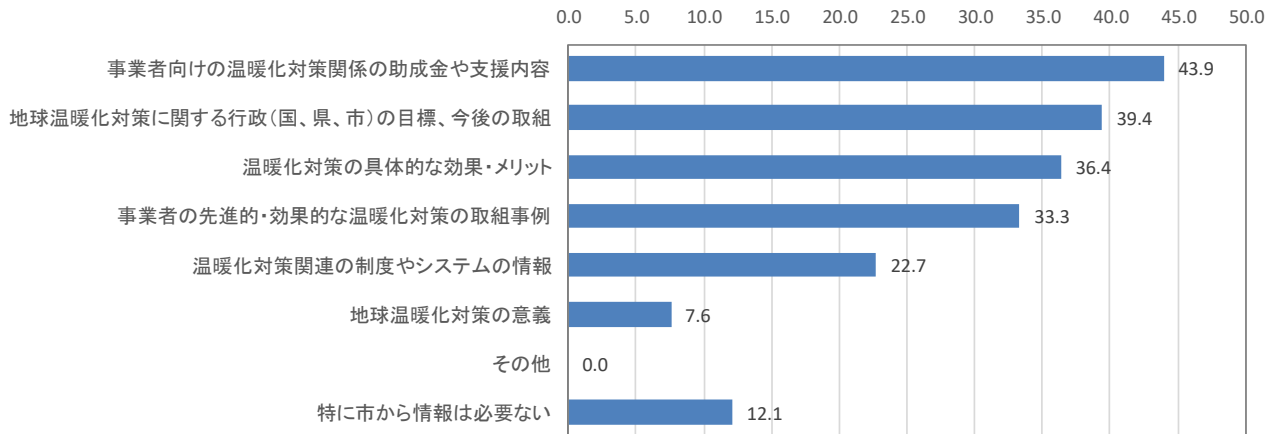
事業所でより積極的に地球温暖化対策に取り組むにあたっての課題として最も回答が多いのは、「取組に係る費用を捻出することが困難であること」の68.2%、次いで「取組を実施するための専門的な人材がない(足りない)こと」の34.8%、「取組の具体的な内容、方法がわからないこと」の25.8%であった。



地球温暖化対策の情報入手について

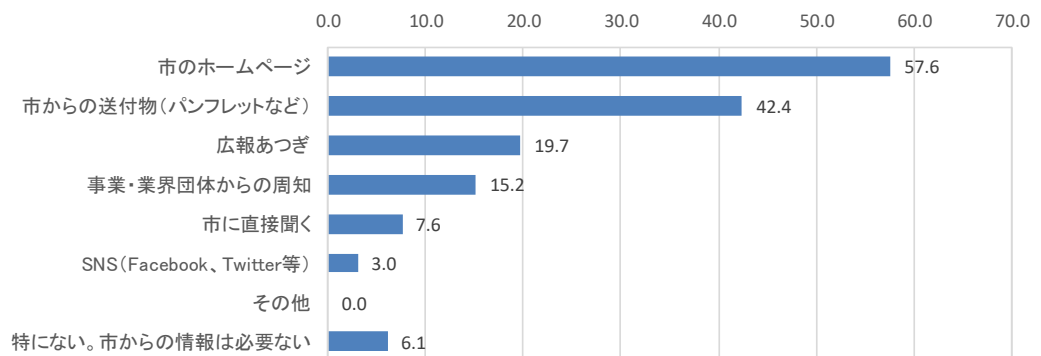
問 事業所として厚木市から得たい温暖化対策の情報について（複数回答）

厚木市から得たい温暖化対策の情報について最も回答が多いのは、「事業者向けの温暖化対策関係の助成金や支援内容」の43.9%、次いで「温暖化対策に関する行政（国、県、市）の目標、今後の取組」の39.4%、「温暖化対策の具体的な効果・メリット」の36.4%であった。



問 厚木市からの地球温暖化に関する情報の入手方法として利用したいもの（複数回答）

厚木市からの地球温暖化に関する情報の入手方法として利用したいものについて最も回答が多いのは、「市のホームページ」の57.6%、次いで「市からの送付物（パンフレットなど）」の42.4%、「広報あつぎ」の19.7%であった。



用語解説

用語	意味
い ESG投資	従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されています。
イノベーション	イノベーションとは、新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することで、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指します。
え エコドライブ	エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策です。
SDGs（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	1970年代の石油危機を契機に1979年に制定された法律。 省エネ法におけるエネルギーとは、燃料、熱、電気を対象としており、廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。 省エネ法がエネルギー使用者に直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。 また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。
お 屋上緑化	建築物の屋上等に人工地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冷暖房費の削減等の効果があります。

用語	意味
<p>お 温室効果ガス (Greenhouse Gases)</p>	<p>太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれており、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう大事なものです。が、濃度バランスが崩れると温室効果が加速されてしまいます。</p> <p>地球温暖化対策推進法において掲げられている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、六ふっ化窒素の7物質が削減対象の温室効果ガスと定められています。</p>
<p>か カーシェアリング</p>	<p>複数の人が自動車を共同で保有し、交互に利用することです。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態として提唱されています。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされています。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待されています。</p>
<p>カーボンニュートラル</p>	<p>ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことで、例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられます。なお、化石燃料などによる温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態もカーボンニュートラルといわれます。</p>
<p>化石エネルギー 化石燃料</p>	<p>石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことです。</p>
<p>神奈川県地球温暖化対策 計画</p>	<p>神奈川県は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第7条に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2010年に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。なお、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としても位置づけられています。</p>
<p>神奈川県地球温暖化対策 推進条例</p>	<p>神奈川県が、化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として施行した条例です。条例では、主な取組として、一定規模以上の事業活動や建築物に対して排出削減を図るための温暖化対策計画書制度の実施や、中小規模事業者への省エネ対策の支援、新エネルギー等の普及促進などについて規定しています。</p>
<p>環境マネジメントシステ ム</p>	<p>事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取組んでいくことです。</p>
<p>き 気候変動に関する政府間 パネル（IPCC）</p>	<p>地球温暖化に関する科学的知見を取りまとめて評価し、各国政府に指導や助言を提供することを目的とした政府間機構です。</p>
<p>気候変動枠組条約締約国 会議（COP）</p>	<p>1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されています。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席しています。</p>

用語	意味
き 京都議定書	1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択され、2005年2月に発効した議定書です。温室効果ガスの削減目標が設定され、目標を達成するための補助的手段として京都メカニズム（柔軟性措置）が導入されました。日本は、2008～2012年の第1約束期間の間に温室効果ガス排出量を6%削減（1990年比）することが義務づけられています。
け 建築物温暖化対策計画書制度（神奈川県）	神奈川県の建築物温暖化対策計画書制度は、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図るため、大規模な建築物の新築又は増改築を行う建築主に対し、建築物に係る地球温暖化対策の措置及びその評価等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を神奈川県が公表する制度です。
こ コンパクト・プラス・ネットワーク	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、地域公共交通と連携したコンパクトな都市構造のことです。
さ 再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギーを利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどのエネルギー源が該当します。
サプライヤー	仕入先、供給元、納品業者などのことをいいます。
し JCM（二国間クレジット）	日本が世界的な温室効果ガス排出削減・吸収に貢献するため、途上国の状況に柔軟かつ迅速に対応した技術移転や対策実施の仕組みを構築するべく、日本国政府が提案した制度で、途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用するものです。
事業活動温暖化対策計画書制度（神奈川県）	事業活動温暖化対策計画書制度は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取り組みを促進するため、一定規模以上の事業活動を行う事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を神奈川県が公表する制度です。
斜面緑地	樹林が残っている傾斜した土地のことです。斜面は造成が困難なため、比較的、緑が残っていることが多く、動植物の貴重な生息地又は生育地となっていたり、市民に憩いとやすらぎをもたらす場所となっていたりすることがあります。
就業者	国勢調査の調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のことです。
従業者	企業統計調査の調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）を参照してください。
静脈産業	不要物や使い捨てられた製品を集めて、社会や自然の物質循環過程に再投入するための事業を行っている産業のことです。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
す スマートシティ	ITや環境技術などの先端技術を駆使して街全体の電力の有効利用を図り、省資源化を徹底した環境配慮型都市をいいます。再生可能エネルギーの普及やスマートグリッド（電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網）、電気自動車、蓄電池、省エネ家電などの利用を総合的に促進するまちづくりのことです。

用語	意味
す スマートハウス	エネルギー利用の効率化及び地球温暖化防止に寄与することを目的に、スマートエネルギー設備（太陽光発電システムや蓄電池システムなど）を導入した家のことです。
せ 製造品出荷額等	1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額のことです。
生物多様性	①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という三つの階層で多様性を捉え、生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念です。
ゼロ・エネルギー・ハウス	住宅の断熱性能の向上、設備の省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る1次エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅のことです。
ゼロカーボンシティ	2050年にCO ₂ （二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のことです。
仙台防災枠組	2015年に宮城県仙台市で開かれた第3回国連防災世界会議で採択された、2015年から2030年までの15年間における防災行動に関する国際的指針です。人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的／物理的／社会的／文化的／環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減を目指し、そのために、新たな災害リスクを予防し、既存の災害リスクを減少させるという目標を掲げています。
ち 地域森林計画	全国森林計画に即し、都道府県知事が5年ごとにたてる10ヵ年計画で、森林計画区内における民有林の森林整備目標や基本的事項などについて定めるとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の規範となる計画です。
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策推進法により都道府県及び市町村に策定が義務付けられている計画で、事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減をするためのものです。厚木市では、公共施設への再生可能エネルギー導入や省エネ化についてこの計画に基づき推進しています。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	地域協議会の設置等国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量排出する事業者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めています。
チクングニア熱	ウイルス性の熱性・発疹性疾患です。チクングニアとはアフリカの現地語で、罹患した関節痛を表現する「かがんで歩く」という言葉に由来しています。アフリカ、南アジア、東南アジア地域など広い範囲で発生しています。日本国内での発生は現在のところありません。
地熱（発電）	自然が有する地下の熱源（熱水、高温蒸気）を利用し、発電する方法のことです。新エネ法による新エネルギーのひとつであり、再生可能エネルギーの一つとして、注目されています。
中小水力（発電）	新エネ法の改正により、未利用水力を利用する1,000kW以下の水力発電が新たに新エネルギーに追加されたため、このような水力発電を「中小水力発電」と呼ばれています。

用語	意味
て デング熱	ネッタイシマカなどの蚊によって媒介されるデングウイルスの感染症で、主に、媒介する蚊の存在する熱帯・亜熱帯地域、特に東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国で発症がみられるほか、アフリカ・オーストラリア・中国・台湾においても発症者が確認されています。日本では、海外渡航で感染し、国内で発症する例はありましたが、平成25年に初めて国内の蚊を媒介とした発症が確認されました。地球温暖化の影響でネッタイシマカなどの分布域が拡大しているためと言われています。
と 特定開発事業温暖化対策計画書制度（神奈川県）	特定開発事業温暖化対策計画書制度は、複数の建物間のエネルギーの共同利用など、計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの排出抑制を図るため、大規模な開発事業を行う事業者に対し、開発事業における温暖化対策に関する計画書の提出を義務づけ、その概要を神奈川県が公表する制度のことであります。
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地で、無秩序な市街地化・公害等の防止のための緩衝地帯としての機能を有するもの、地域の伝統的、文化的意義を有するもの、風致又は景観が優れている、若しくは動植物の生息地、生育地として保全の必要があり、かつ地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なものに定めることができる地域地区の一つです。
ね 熱帯夜	夕方から翌朝までの最低気温が25℃以上の夜。
の ノンステップバス（低床化車両）	床を低くして乗降口の階段をなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスで、補助スロープや床面を更に下げる装置により、車いすでの乗降もスムーズとなっています。
は バイオマス	Bio（生きもの）とMass（集まり、量）を組み合わせた言葉で、地球環境に優しい、再生可能なエネルギー源として近年注目されています。間伐材や製材の木屑、剪定された枝葉や建設廃材、畜産で生ずる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物などが対象となります。直接燃焼して熱や電力を取り出す方法と、発酵させてメタンガスを取り出して燃料として使用する方法（バイオガス）とがあります。
廃食用油	不要になった食用油のことです。
ひ ビオトープ	Bio（生き物）とTop（場所）の合成語で「それぞれの地域の、野生の生き物の生息空間」を意味し、植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生息場所のことです。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のための体系的な考え方です。単にPDCAという場合もあります。
ヒートアイランド現象	都市ではエネルギーの消費が多く、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外よりも気温が高くなる現象です。等温線を描くと、都心を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられています。
ヒートショック	急激な温度変化によって血圧が上下に大きく変動することで、体に負担がかかる現象のことです。
へ 壁面緑化	建築物、塀、擁壁などをつくる性植物や地被植物などで緑化することをいいます。植物の蒸散機能によるヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化、建築物の保護、省エネルギー、景観の向上などの効果があります。

用 語		意 味
ま	マイアジェンダ登録（神奈川県）	2003年10月にかながわ地球環境保全推進会議が採択した、「新アジェンダ 21 かながわ」が目指す「持続可能な社会」を実現するため、一人一人が自らの環境に配慮した取組を登録・公表することにより、相互の連携と協力を促すとともに、新しい取組を喚起し、実践行動を社会全体に広げていくことを目的とした制度のことです。
も	猛暑日	日最高気温が 35℃以上の日
	モビリティ・マネジメント	一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策です。
り	緑化ブロック	護岸やのり面を緑化する為、内部に空洞を設けたブロックの空洞内に土を詰めて植物が生育しやすいようにしたブロックを指します。

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和3年3月

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046) 225-2749

FAX (046) 223-1668
